

平成 27 年美浦村告示第 166 号

平成 27 年第 4 回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

平成 27 年 11 月 9 日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 平成 27 年 12 月 8 日
2. 場 所 美浦村議会議場

平成 27 年美浦村議会第 4 回定例会会期日程

日 次	月 日	曜 日	議 事 内 容
1	1 2 月 8 日	火	(開会) ○本会議 ・議案上程、提案理由説明 ・一部議案質疑、討論、採決 ・請願上程、趣旨説明、質疑、委員会付託
2	1 2 月 9 日	水	○総務常任委員会 (議案調査) ○厚生文教常任委員会 (議案調査)
3	1 2 月 10 日	木	○経済建設常任委員会 (議案調査)
4	1 2 月 11 日	金	○議案調査
5	1 2 月 12 日	土	○議案調査
6	1 2 月 13 日	日	○議案調査
7	1 2 月 14 日	月	○議案調査
8	1 2 月 15 日	火	○本会議 ・一般質問
9	1 2 月 16 日	水	○議案調査
10	1 2 月 17 日	木	○議案調査
11	1 2 月 18 日	金	○本会議 ・議案質疑、討論、採決 ・委員長報告、質疑、討論、採決 ・意見書上程、提案理由説明、質疑、討論、採決 (閉会)

平成27年第4回
美浦村議会定例会会議録 第1号

平成27年12月8日 開会

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

議案第1号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第2号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

(議案一括上程・提案理由の説明)

議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

議案第4号 美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 美浦村税条例等の一部を改正する条例

議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について

議案第7号 平成27年度美浦村一般会計補正予算(第3号)

議案第8号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第9号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第10号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第11号 平成27年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第12号 平成27年度美浦村電気事業会計補正予算(第1号)

(請願上程・趣旨説明・質疑・委員会付託)

請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願

1. 出席議員

1番	松村 広志 君	2番	竹部 澄雄 君
3番	葉梨 公一 君	4番	小泉 嘉忠 君
5番	塚本 光司 君	6番	岡沢 清 君
7番	飯田 洋司 君	8番	山崎 幸子 君
9番	椎名 利夫 君	10番	下村 宏 君
11番	林 昌子 君	12番	小泉 輝忠 君
13番	石川 修 君	14番	沼崎 光芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中 島	栄 君
教 育	長	門 脇	厚 司 君
総 務 部	長	岡 田	守 君
保 健 福 祉 部	長	松 葉	博 昭 君
経 済 建 設 部	長	増 尾	嘉 一 君
教 育 次	長	石 橋	喜 和 君
総 務 課	長	飯 塚	尚 央 君
企 画 財 政 課	長	平 野	芳 弘 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	木 鉛 昌 夫
書 記	浅 野 洋 子

午前10時02分開会

○議長（沼崎光芳君） 皆さん、おはようございます。第4回定例会へのご参集、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は、14名です。

これより平成27年第4回美浦村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） それでは、議事に入ります前に、村長のご挨拶をいただきたいと思ひます。

村長。

○村長（中島 栄君） おはようございます。

平成27年も、あと1カ月を切りました。この師走の慌ただしい中、また、朝夕の寒さも一段と身にしみる季節となつてまいりました。

議員各位におかれましては、日ごろより村民が主役の行政において、村民の声を議会に反映すべく取り組まれておりますことに心より敬意を表します。季節的には厳しい冬に向かひますが、各自ご自愛いただき、村政発展にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

す。

国際的には、中東地域で過激派組織 I S によるテロが拡大しつつあることは、世界の恐怖となってきております。現に、ロシア旅客機の爆破やフランスにおける無差別テロが起き、各国がテロの阻止に協力し、根絶する体制を築いてゆかなければ、平和な社会は望めないと思います。それぞれの国益だけを主張しては、テロ組織に利用されかねません。

東アジアにおいても同様であると思います。隣国とのハイリスクの緊張を改善し、友好的な互惠関係を構築すれば、外交や経済にも発展が望める環境が整うものと願うばかりであります。

国政においては、衆議院本会議において、安全保障関連法案が可決されましたが、この法案に対し、政府は国民に説明不足があることを認め、より丁寧な説明をしていくことをコメントしております。国民が安全で安心できる平和な社会の継続を望む上で、現状が大きく変わる国民を無視した憲法改正は慎まなければなりません。

9月には、関東・東北豪雨による鬼怒川の堤防決壊は県西地方に大きな被害をもたらしました。特に常総市においては、市内の3分の1にも及ぶ40平方キロメートルが水害に遭われ、避難者にはいまだ復旧の見当さえ立たない方もおられ、国、県、自治体の早急な支援が望まれるところであります。それぞれの市町村において予知できない自然災害への対策は必要であり、防災・減災の備えは、地域の安全・安心につながるものであります。あわせて、住民も理解される訓練が必要であり、今後も実施してまいります。

11月3日のみほ産業文化フェスティバルは、村内の各種団体の協力や、村外からは災害協定を結んでおります茨城町、福島県の大玉村、地域間協定をしております大洗町、新潟県の横越地区の参加をいただき、例年以上の盛況な開催ができました。あわせて、議員各位にもご協力をいただき、本当にありがとうございました。

先月27日には、内閣府地方創生推進室より、地域再生計画を活用した新たな取り組みにおける好事例の紹介で、小さな拠点の形成の推進において、美浦村の地区計画の取り組みが小さな拠点づくりのモデルとして一番先に採択され、石破大臣が12月1日の閣議後の記者会見で約5分間、テレビで報告をされました。補助金は680万円がつくとのことであり、国の支援をいただき、モデルとしての取り組みが順調に進むよう、議会ともども進めてまいりたいと思います。

今月13日には、中山競馬場において美浦ステークスが開催されますが、議員各位にも、応援とご協力をお願いいたします。

あわせて、美浦村の物産品の販売も行いますので、ご支援、よろしくお願い申し上げます。

今定例会の提出案件は、議案第1号で美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についてが1件、議案第2号で美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についてが1件、議案第3号で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基

づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例が1件、議案第4号で美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第5号で、美浦村税条例等の一部を改正する条例が1件、議案第6号で、公の施設の指定管理者の指定についてが1件、議案第7号で平成27年度美浦村一般会計補正予算（第3号）が1件、議案第8号で、平成27年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第9号で平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第10号で平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第11号で平成27年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）が1件、議案第12号で平成27年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）が1件の12案件であります。

議員各位には、ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

○議長（沼崎光芳君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

10番議員 下 村 宏 君

11番議員 林 昌 子 君

12番議員 小 泉 輝 忠 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から18日までの11日間としたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から18日までの11日間と決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 議案第1号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第1号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を説明させていただきます。

美浦村固定資産評価審査委員会の設置、選任等につきましては、地方税法第423条各項に規定されているところでございますが、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不

服申し立てなどを協議する機関として設置されているもので、3名の方に委員をお願いしております。委員の任期は3年となっております。

委員のうち、野口亮仁氏につきましては、来年の3月12日をもって任期満了となりますが、引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。野口氏は、税務職員としての実務経験が長く、知識は豊富であり、温和にして堅実な人柄で、人々の信頼も厚い方であり、固定資産評価審査委員会委員として必ずご尽力くださるものと確信しております。なお、経歴につきましては、別紙資料を後ほどごらんいただくようお願いいたします。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第2号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第2号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第1号と同様をお願いするものであります。

委員のうち、古渡和夫氏につきましては、来年の3月12日をもって任期満了となりますが、引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

古渡氏は、野口氏同様、税務職員としての実務経験が長く、知識は豊富であり、固定資産評価審査委員会委員として必ずご尽力くださるものと確信しております。なお、経歴につきましては、別紙資料を後ほどごらんいただくようお願い申し上げます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例から、日程第14 議案第12号 平成27年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）までの10議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（中島 栄君） それでは、議案第3号より議案第12号まで、一括してご説明申し上げます。

初めに議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてご説明申し上げます。議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が、平成25年5月31日に公布され、個人番号の利用に関する規定が平成28年1月1日から施行されることに伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるためのものであります。

続いて、議案第4号 美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思います。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法の第24条の改正が行われ、その根拠となる条文の引用先が変更になるため、所要の改正を行うものであります。

続きまして、議案第5号 美浦村税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。美浦村税条例等の一部を改正する条例につきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却、経済再生をより確実なものにするとともに、地方再生に取り組むた

めに地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことにより、美浦村税条例等の一部に改正が生じたため提案するものであります。

当該条例等の改正における第1条の改正につきましては、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、新たに納税者の申請に基づく換価の猶予制度を設けるとともに、徴収猶予制度及び職権による換価の猶予制度について所要の見直しをする改正でございます。

第2条の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、地方税当局へ提出する申告書等の記載事項に、個人番号または法人番号を追加する規定がされたところであります。地方税法施行規則等の一部改正等により、さきに改正した税条例等の改正につきまして、規定の取り消し、引用規定の追加等、さらなる改正を行うものであります。

なお、当該条例改正に関する新旧対照条文につきましては、お手元に配付のとおりとなっております。

続きまして、議案第6号の公の施設の指定管理者の指定について説明申し上げます。14ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましてご説明申し上げます。

現在、大谷時計台児童館及び木原城山児童館につきましては、運営を指定管理者シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社をお願いしているところであります。期間につきましては、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間であります。本年度末が契約の満了日となっておりますので、新たに平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間につきましても、子育て支援の充実とサービスの向上に向けて、公募により募集し、指定管理者を選定いたしました。

現行のサービスの継続、質の向上を踏まえ、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社を指定管理者とするものであります。

議案第7号 平成27年度美浦村一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。15ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第1条 歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入歳出それぞれ1億2,788万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億506万7,000円とするものでございます。今回の補正予算は、緊急性を要する事業及び国、県の補助事業が主なものとなっております。

第2条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので契約期間が次年度以降になる各種業務委託、機器賃借等で年度内に契約を行うものについて、18ページから19ページの第2表のとおり、債務負担行為の追加をお願いしております。

最後に、第3条の地方債の補正では、2件の追加及び1件の限度額の変更をお願いしております。地方債の補正につきましてご説明申し上げます。20ページをお開きいただきたいと思ひます。

初めに、地方債の追加では、役場庁舎耐震補強改修工事の財源としまして、茨城県の振興資金5,110万円を借りることとしましたので、追加計上をお願いいたしてあります。

次に、消防救急無線のデジタル化に伴う消防団のデジタル無線機等の購入費の財源としまして、一般財源を予定していましたが、交付税措置のある緊急防災・減災事業債を財源とすることができましたので、760万円の追加計上をお願いいたしてあります。

次に地方債の変更では、橋梁補修工事の財源の公共事業等債につきまして、事業費に見込みがついたこと等により、限度額の変更をお願いしてあります。

それでは、特に補正額の大きなもの、重要と思われるものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。最初に、歳出予算から申し上げます。27ページをお開きいただきたいと思ひます。

総務費について申し上げます。

総務管理費の防犯対策費では、新規事業として特定空家対策事業費119万4,000円を計上いたしてあります。この事業は、空き家の情報の管理を地図情報に反映させて行うもので、内訳としまして使用料及び賃借料として、空家情報を反映した地図情報システムの使用料8万1,000円、備品購入費で地図情報システム一式購入費111万3,000円を計上いたしてあります。

次に、徴税費の徴収費では、徴収事務費で個人住民税の過年度申告等により、過誤納還付金に不足が見込まれるため、140万8,000円の増額補正をお願いいたしてあります。

続いて、民生費について申し上げます。29ページをお開きいただきたいと思ひます。

社会福祉費の障がい者福祉費では、障がい者自立支援給付事業費で前年度の自立支援給付費国庫負担金の精算による国庫支出金等返還金428万1,000円を計上いたしてあります。

次の、障がい児施設給付事業費では、障がい児福祉サービス費で、児童デイサービスの利用数の増等により、301万2,000円の増額補正をお願いいたしてあります。

続いて、衛生費について申し上げます。31ページをお願いいたします。

保健衛生費の保健衛生総務費では、公衆衛生事業費で、土浦協同病院の移転に伴う土浦協同病院建設費補助金5,000万円を計上いたしてあります。土浦協同病院は県内最大の病床数を有する医療機関であり、また、地域の基幹病院として多くの政策的医療に加え、特に救急救命センターとして、三次救急医療について地域住民の安心を担っていただいております。今後も、より高い医療体制の提供と、最新医療機器の導入など、高度救急医療を引き続いていけるよう、関係市町村に財政支援の要望がなされたことにより、本村でも病院建設費に対して補助金を交付することとし、予算の計上をいたしてあります。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

農業費の農業総務費では、美浦村物産館建設事業費で地域交流館開発許可取得・開発業務負担金649万3,000円を計上いたしております。地域交流館の開発許可取得・地質調査等について、役場周辺地区計画内に店出予定の民間業者と一括で行うことが効率的、かつ経済的であるため、この民間業者に業務を行っていただき、本村は、負担割合に応じて負担金を支出するものであります。

次に、新規事業として小さな拠点形成事業費2,500万円を計上いたしております。この事業は、役場周辺地区計画内の地域交流地区の整備を小さな拠点として推進しておりますが、この取り組みが先進的であることから、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）上乘せ交付分の事業として採択されており、全額が国庫補助の対象となっております。

主な事業の内容としまして、一つ目は、地域交流地区における総合事業計画・運営計画の策定、二つ目は、地域農産物であるマッシュルーム、パプリカ、米、レンコン等の本村地域資源を利用した試作品の開発から商品化、最後に三つ目として、本村農産物の生産情報、販売・在庫情報及び映像等の配信によるPRシステムの構築を予定しております。

33ページをお開きいただきたいと思います。農業振興費でも、新規事業として農地中間管理事業費2,157万6,000円を計上いたしております。この事業の補助金は、農地中間管理機構へ農地を貸し付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対する地域集積協力金2,007万6,000円と、農業をリタイアした方の支援に対する経営転換協力金140万円となっております、この二つを合わせた2,147万6,000円を計上いたしております。

なお、補助金の財源につきましては全額が県補助金の農地中間管理事業機構集積協力金補助金、事務費の財源につきましては全額が農地中間管理機構からの農地中間管理事業委託金となっております。

続いて、土木費について申し上げます。

道路橋梁費の道路維持費では、道路維持補修事業費で緊急性を要する村道及び排水路の補修工事の増加により工事費に不足が見込まれるため、800万円増額補正をお願いいたしております。

次に、道路新設改良費では、道路新設改良事業費で、役場周辺地区計画に係る村道整備事業に起きまして、国道125号大谷バイパスの接道に伴い、バイパス内への排水横断管の設置やU字溝の設置につきまして、排水量の算出が必要となったため、役場周辺地区計画村道交差点協議業務委託料200万円の増額補正をお願いいたしております。

続いて、公債費について申し上げます。37ページをお開きいただきたいと思います。

公債費では、平成16年度に借入れを行った減税補てん債及び臨時財政対策債の利率見直し及び平成26年度借入額の確定により、元金償還費で96万7,000円の増額補正、利子償還費で417万5,000円の減額補正をいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。前に戻っていただきまして、23ペ

ージをお開きいただきたいと思います。

初めに地方交付税では、震災復興特別交付税で予算の計上は行っていませんでしたが、交付額が1,694万2,000円に確定しましたので、予算の計上をいたしております。

次の国庫支出金、県支出金については、それぞれの歳出予算の中で説明いたしました事業の財源となるものとなっておりますので、個々の説明は省略させていただきます。

次に、寄附金について申し上げます。一般寄附金では、日本中央競馬会からの寄附金額が5,040万円に確定しましたので、1,460万円の減額補正をいたしております。

次の指定寄附金では、美浦村ふるさと応援寄附金で、PRを強化したこと等により、増収が見込まれるため100万円の増額補正をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。基金繰入金では、財政調整基金繰入金で、今回の歳入歳出補正予算の財源の調整分といたしまして728万7,000円の増額補正を行い、繰入予算額を2,411万1,000円といたしております。

次に、諸収入について申し上げます。25ページをお開きいただきたいと思います。

雑入では、茨城県町村会より、町村が実施する事業の円滑な推進を目的とした茨城県町村会事業推進交付金300万円の交付がありましたので、300万円を新規に計上いたしております。

最後に村債については、冒頭の地方債の補正でご説明いたしておりますので、個々の説明は省略させていただきます。

以上、今回の平成27年度美浦村一般会計補正予算（第3号）の主な概要についてご説明申し上げます。

議案第8号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。39ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173万円を減額し、補正後の予算総額を22億7,060万3,000円とするものでございます。それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。45ページをお開きいただきたいと思います。

第1款総務費の第1項総務管理費につきましては、職員給与関係経費で、人事異動による予算調整額41万円の減額補正をするものでございます。

次の第2款、保険給付費の第2項高額療養費では、これまでの支払額から今年度の支払見込額を推計した結果、予算額の不足が見込まれるため、480万円の増額補正をするものでございます。

同じく第2款第4項、出産育児諸費につきましては、来年3月までの出産予定者を再積算したところ減少したため、672万円の減額補正をするものであります。

続いて、第11款諸支出金の第1項償還金及び還付加算金につきましては、前年度以前に収納した一般被保険者の国保税の還付金に不足が見込まれるため、50万円の増額補正をお

願いするものでございます。

同じ第11款第3項の指定公費負担医療支出金については、70歳以上の国民健康保険被保険者が医療機関等で支払う一部負担金は、本来2割と定められておりますが、国の特例措置で1割となっているための差分、1割に係る支出金で予算額に不足が見込まれるため、10万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、43ページに戻っていただきまして、歳入関係についてご説明申し上げます。

第9款繰入金の第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出でご説明しました総務費の総務管理費及び保険給付費の出産育児諸費の減額補正により一般会計からの法定繰入分として歳出の財源となっている第2節職員給与費等繰入金が41万円、第3節の出産育児一時金繰入金を448万円、それぞれ減額補正するものでございます。また、第5節のその他繰入金につきましては、先ほど歳出でご説明しました保険給付費高額療養費の増額補正により、財源として充てるため、316万円増額補正をお願いするものでございます。

以上が、歳入歳出補正予算の内容となっております。

議案第9号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。47ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、第1条で債務負担行為の追加を、第1表のとおりお願いするものでございます。次のページをお開きいただきたいと思います。

債務負担行為の追加につきましては、次年度以降の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要な経費として、農業集落排水処理施設汚泥処理業務委託料3,376万6,000円につきまして、期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

以上、議案第9号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

続いて、議案第10号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。議案書の49ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、第1条では、歳入歳出それぞれ1億7,090万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,677万3,000円としております。

次に、第2条では、債務負担行為の追加を第2表のとおりお願いするものでございます。

次に、第3条では、地方債の変更を第3表のとおりお願いするものでございます。内容につきましては、52ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の債務負担行為の追加につきましては、平成28年度の予算執行に当たり、今年度中に契約が必要な経費としまして、公共下水道処理施設汚泥処理業務委託料6,670万5,000円について、債務負担行為の期間及び限度額の設定をお願いするものでございます。

次に、第3条の地方債の補正につきましては、国庫補助金の増額補正及び地方債の充当先の見直しを行いまして、公共下水道事業費に係る本年度の地方債限度額を3億7,540万

円をお願いするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書に基づきご説明申し上げます。57ページをお開きいただきたいと思います。

歳出予算からご説明申し上げます。

下水道費の一般管理費でございますが、印刷製本費で9万9,000円の増額、郵便料で5万5,000円の増額、積立金で15万4,000円の減額をお願いしております。

次に、公共下水道事業費でございますが、国庫補助金の増額及び一部事業費の確定に伴い、事業費の見直しを行っております。委託料で3,110万円の減額、工事請負費で1億9,900万円、負担金補助及び交付金で100万円、補償補填及び賠償金で200万円の増額をそれぞれ行いまして、総額1億7,090万円の増額補正をお願いいたしております。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。55ページをお開きいただきたいと思います。

分担金及び負担金の公共下水道事業受益者負担金につきましては、1,035万1,000円の増額補正をお願いしております。

次に、国庫支出金の下水道事業費国庫補助金につきましては、補助額の変更を行いまし、て8,500万円の増額補正をお願いしております。

次に、県支出金の公共下水道費県補助金につきましては、補助額の変更を行いまし、て25万円の増額補正をお願いしております。

次に、繰入金の公共下水道事業基金繰入金につきましては、事業費並びに充当先の見直しを行いまし、て719万9,000円の増額補正をお願いしております。

次に、村債の下水道事業債につきましては、国庫補助金の増額補正及び地方債充当先の見直しを行い、6,810万円を増額し、公共下水道事業費に係る本年度の地方債限度額を3億7,540万円をお願いするものでございます。

以上、議案第10号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の歳入歳出についてご説明申し上げます。

続きまして、議案第11号の平成27年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。59ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれに293万6,000円を増額いたしまして、予算総額9億4,594万1,000円とするものでございます。補正内容は、国県負担金の精算による償還金の計上とサービス事業費のケアマネジメント委託料の増額となっております。それでは、保険事業勘定の歳出からご説明申し上げます。65ページをお開きいただきたいと思います。

まず、諸支出金の償還金ですが、平成26年度分の国庫支出金返還金として、217万3,000円、県支出金返還金として41万3,000円、合計258万6,000円を計上いたしております。

次に歳入ですが、繰越金に258万6,000円を計上いたしております。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明申し上げます。69ページをお開きいただきたいと思います。

まずは歳出ですが、サービス事業費の介護予防支援事業費では、新予防給付ケアマネジメント委託料で、委託件数の増加により35万円を増額しております。次に歳入ですが、サービス収入の居宅介護予防給付サービス計画費収入を35万円増額しております。

以上、今回の補正内容につきましてご説明申し上げます。

それでは続きまして、議案第12号 平成27年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。71ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、第2条 収益的収入及び支出の予定額の補正の額でございますが、収入につきましては811万5,000円増額いたしまして、収入総額を9,774万8,000円とし、支出につきましては、236万7,000円増額いたしまして、支出総額を5,806万9,000円とするものでございます。

次に、第3条の補正でございますが、第7条を追加し、保守管理委託に係る債務負担行為として、限度額2,853万6,000円を計上するものでございます。

それでは補正の内容につきまして、補正予算明細書に基づきご説明させていただきます。最初に収益的支出からご説明申し上げます。77ページをお開きいただきたいと思います。

収益的支出では、電気事業費用の営業費用の発電費は、光熱水費、委託料、修繕費、保険料の見直しを行い、129万2,000円の増額、営業外費用の消費税及び地方消費税として発電料の増に伴い、納付額が増加するため、107万5,000円を増額しております。

次に、収益的収入についてご説明申し上げます。75ページをお開きいただきたいと思います。収益的収入では、電気事業収益の営業収益で売電収入8,963万1,000円を見込んでおりましたが、これまでの実績を勘案し、800万円の増額をいたしまして、営業外収益の受取利息及び配当金は1,000円を見込んでおりましたが、1万3,000円の増額及び前年度分未収消費税還付加算金が生じたため、その他雑収益として10万2,000円を計上しております。

以上、議案第12号 平成27年度美浦村電気事業会計補正予算（第1号）の主な概要についてご説明申し上げます。

以上、議案第3号から議案第12号まで、一括ご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長、続いての提案理由の説明、大変ご苦労さまでした。

○議長（沼崎光芳君） 日程第15 請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

紹介議員から趣旨説明を求めます。

石川 修君。

○13番（石川 修君） 請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書

提出に関する請願でございます。

趣旨説明につきましては、これまで事務局が朗読をしておりましたけれども、議案同様省略をさせていただきます。したがって、タブレットに掲載のとおりでございますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております請願につきましては、請願文書表のとおり、厚生文教常任委員会に付託をいたします。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

午前10時52分散会

平成27年第4回
美浦村議会定例会会議録 第2号

平成27年12月15日 開議

議案

一般質問

1. 出席議員

1番	松村広志君	2番	竹部澄雄君
3番	葉梨公一君	4番	小泉嘉忠君
5番	塚本光司君	6番	岡沢清君
7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君
11番	林昌子君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村長	中島栄君
教 育 長	門脇厚司君
総 務 部 長	岡田守君
保 健 福 祉 部 長	松葉博昭君
経 済 建 設 部 長	増尾嘉一君
教 育 次 長	石橋喜和君
総 務 課 長	飯塚尚央君
企 画 財 政 課 長	平野芳弘君
福 祉 介 護 課 長	秦野一男君
健 康 増 進 課 長	石神真司君
都 市 建 設 課 長	青野道生君
経 済 課 長	中澤真一君
学 校 教 育 課 長	堀越文恵君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	木 鉛 昌 夫
書	記 浅 野 洋 子
書	記 糸 賀 一 志

午前10時00分開議

○議長（沼崎光芳君） おはようございます。

ただいまの出席議員は、14名です。

ただいまから、平成27年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） 直ちに議事に入ります。

日程第1、通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、山崎幸子君の一問一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 通告に従いまして、質問をやらせていただきます。

平成26年第3回定例会において、365日24時間営業のコンビニに、AEDを設置したらどうかという質問をいたしました。AEDは突然心臓が停止した人に電気ショックを与えて救命する医療機器で、心停止時にAEDの応急処置をした場合は、使用しなかった場合に比べて生存率が4.5倍も上昇するとのことでした。

本村では公共施設内に設置しているため、夜間や休日では使えません。そこで24時間365日営業のコンビニに設置したらどうかとの質問の際の答弁で、近隣の設置状況、運用状況を参考として考えていきたい。同時に講習会も継続し、啓発、推進していくとのことでした。そこで質問ですが、県南自治体でのAEDのコンビニ設置状況、運用状況をお尋ねいたします。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） おはようございます。山崎議員のただいまの質問にお答えを申し上げます。配付資料によりご説明をさせていただきます。

平成27年12月1日現在で、近隣市町村の設置状況を調査をいたしました結果、設置しているのは、龍ヶ崎市、河内町、利根町の1市2町でございました。

設置の店舗数は、龍ヶ崎市が32店舗、河内町が4店舗、利根町が2店舗、各店舗1台の

設置で、A E Dを行政がリースして設置させていただいているとのことでございます。また、設置に当たりましては、龍ヶ崎市と利根町は覚書、河内町につきましては要綱にして対応しているといったようでございます。

そのほかの自治体のコンビニへの今後の設置予定につきましては、取手市、牛久市、稲敷市が平成28年度に設置を考えているようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。平成25年度から平成27年度の本村におけるA E D講習会の開催回数と参加人数をお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまのご質問、まずですね、平成25年度の講習会の回数でございますけれども、3回実施をいたしまして、参加人数は23名でございます。平成26年度は講習会を4回実施をいたしまして、19人の参加がございました。いずれも講習会会場は江戸崎消防署美浦出張所での開催となっております。

また、平成27年度につきましては、美浦出張所がいなほ消防署に統合されたこともございまして、講習会の開催に至ってはございませんが、年度内には数回開催をさせていただきたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ありがとうございます。本村のコンビニ店舗数は何店舗でしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの答弁でございますが、村内には5店舗ございます。

木原にございますセブンイレブン美浦木原店、大谷にございますセブンイレブン茨城美浦店、土屋にございますセブンイレブン美浦土屋店、郷中にございますコストア美浦バイパス店、信太にございますファミリーマート美浦トレセン前店の5店舗でございまして、全店舗が24時間営業となっております。ちなみに、安中地区にはコンビニエンスストアがございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 村内には5店舗あるということでしたが、この5店舗のコンビニとの設置許可及び運用協定等についての協議は、これまで行ってきたのでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまのご質問ですが、設置につきましては、美浦村A E D設置事業に関する協定書を現在つくって、できているところでございます。

この協定書に基づきまして、予算上の都合もございまして、現在、各コンビニエ

ンスストア店舗には顔を出してですね、お話をさせていただいているといった状況でございます。

その中でも、設置をしてもいいといったところで、口頭での回答をいただいているところもございます。年内には、全コンビニエンスストアの了解を得たいなといったところで考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ありがとうございます。現在、村内のAEDの設置箇所と設置台数をお聞きいたします。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） 美浦村管内施設等のAED設置状況につきましては、平成27年4月1日現在でご説明させていただきますが、まず、施設への設置でございますが、村内19の施設に設置をしております。施設の名称でございますが、美浦村役場、美浦村中央公民館、光と風の丘公園、保健センター、美浦中学校の職員室、美浦中学校の体育館、大谷小学校・木原小学校・安中小学校、これはいずれも職員室でございます。老人福祉センター、農林漁業者トレーニングセンター、美浦幼稚園、大谷保育所、木原保育所、大谷時計台児童館、木原城山児童館、木原地区多目的集会施設、安中地区多目的研修集会施設、美浦村文化財センター、この19施設にですね、施設ごとに1台ずつ設置をさせていただいております。設置場所は、そのほとんどが玄関等の目につく場所に設置をしているといったところでございます。

また、そのほかに公用車8台にそれぞれ1台ずつ設置をしております。村長車、議長車、消防団本部指令車、福祉バス、保育所送迎バス、大谷小学校スクールバス、幼稚園送迎バス2台にそれぞれ設置をしております。

そのほかに、貸し出し用として2台を総務課内において保管をしているところでございます。

以上、AEDの保有台数は村内19施設に各1台、公用車8台に各1台、貸し出し用2台、計29台を保有しているといった状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ありがとうございます。公用車には8台設置ということで、その公用車の中で村長車と議長車にも設置しているとのことですが、これらの車は利用者が限定されると思うのですが、設置した理由をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

村長車と議長車は、地区のイベントや、また集会、または村のいろいろな行事等に出向くことが多くございます。その際、村長車と議長車を使用いたしますと、AEDが必要と

なったときは即座にですね、その車から取り出すことができるというメリットがあることから設置をさせていただいております。

また、保育所及び幼稚園の送迎バスにつきましては、近年、幼児に適用できるAEDが開発されたといったところからですね、導入をさせていただいたところがございますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ご答弁ありがとうございます。

私は、この答弁を聞くまでは、村長車と議長車は、ドライバーを入れても各2名ずつの乗車でしかないのに、どうしてこれらの車に設置したのだらうと思っていましたが、今の答弁で納得できました。

次に、龍ヶ崎市の事例ですが、龍ヶ崎市では公共施設内のAEDを建物内ではなく、建物の外壁に設置しているのの事を聞きましたが、その状況を教えていただけますでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ご答弁を申し上げます。

龍ヶ崎市は、土日の部活動や少年団活動、また地区行事等に野球場やグラウンドを利用する際に、AEDを利用するに当たって迅速な対応が必要であるといったところからですね、小中学校19校の体育館等の外壁にAED遠隔監視システムというものがついたですね、屋外用ボックスを設置したということのを伺いました。

このボックスには鍵がかかっておらず、AEDをすぐに取り出すことができますけれども、盗難に遭うリスクも高まります。このボックスからAEDを持ち出した場合には、リース会社に連絡が行くようになってございます。しかしですね、持ち出した人を特定するといったところまではできないといったようでございます。

また、あくまで校内においての使用を考えているため、校外への持ち出しまでは考慮をしていないといったところで、校庭の門のところはやっぱり夜間は閉まってしまうというようなことになっているということでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ありがとうございます。学校の部活等で遅くまでグラウンドで部活をやっていて、校舎の施錠後に心停止状態となり、AEDが校舎内に設置してあったためにAEDが使用できなくて手おくれになったということも起きています。

そのようなことが起きないように、美浦村でも龍ヶ崎市のように公共施設のAEDを建物の外に設置することはできないでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ご答弁申し上げます。本村の小中学校におきましては、A E

Dを現在職員室に設置をしております。中学校のみ体育館にも設置をさせていただいております。

AEDを建物の外にですね、設置することができないかといったようなご質問でございますが、龍ヶ崎市では、このボックスにつきまして、AEDを含まず、1台当たり約20万円程度の設置費用がかかっているといったところで聞いてございます。設置をするに当たっての費用、また、盗難に遭った場合の保険等がどのくらいかかるのかといったところなど、さらに検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） 公共施設の建物外へのAED設置が費用的に難しいということならば、やはり費用面から見ても、コンビニに設置したほうが効果的だと思います。ただ、コンビニのない安中地区の公共施設には、やはり建物の外に設置すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ご答弁申し上げます。山崎議員のご指摘のとおりですね、安中地区には24時間営業のコンビニ等がございません。そのため安中郵便局、大体、土浦地区が安中の中心部あたりになるんじゃないかと考えておりますが、そのため安中郵便局等の前にですね、先ほど申しあげましたAED屋外用ボックスを設置するなどしてですね、サービスの公平化を図っていく必要があるかと考えてございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 山崎幸子君。

○8番（山崎幸子君） ありがとうございます。人の命は何物にもかえられないものですので、AEDのコンビニ及び安中郵便局等への早期の設置が実現することを願い、私のご質問を終わりとしますが、最後に村長の見解をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） 議員各位には、定例会再開日、大変ご苦労さまでございます。山崎議員のですね、AEDの設置、近隣でも結構充実をして、いろいろなコンビニ等でも設置を許可をいただいているという答弁もございました。

ぜひですね、美浦村も近隣に劣らないような何か、そういう事故が起きたときにはAEDを使いながら人命救助が迅速にできれば、それこそ、安全・安心のまちづくりにもなろうというふうに思います。

ぜひ検討をして、安中地区は特に、コンビニがないということで郵便局のほうと対応させていただきまして、そういう協定を結ばせていただきながら、各地区に設置の方向で進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

次に、飯田洋司君の一問一答方式での一般質問を許します。

飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 7番飯田です。通告書に従い、質問させてください。

まず1項目の村内ICT化についての質問ですが、内容は大きく分けて二つございます。一つは、ICT利活用について、もう一つはマイナンバー施行に伴うセキュリティ対策についてお伺いします。

まず、ICT利活用についてですが、本村では、少子高齢化、共同教育実現、地域経済の活性化等の政策課題を抱えておりますが、これは本村に対応するためにもICT利活用は不可欠なものと思っております。そして、我が国は世界最先端のICT基盤を備えていることから、この基盤を有効利活用する必要があると思えます。

現在、本村では先進的にICTの効果的な利活用の促進に取り組んでいます。ほかの自治体においても地域課題の解決に向け、ICT利活用への取り組み、実証実験等を通じて住民サービス向上と地域の活性化につなげようとしております。そこで、次の4点について質問いたします。

1点目、本年3月定例会にて住民へタブレット端末等を配布し、住民サービスとしてペーパーレス化に向けた実証実験の実施について検討する旨の答弁をいただきました。その進捗状況と行政サービスでのICT利活用について今後の予定を伺います。

2点目、日本郵政とアメリカIBM、アメリカアップルは提携し、日本の高齢者向けにiPadを提供して生活をサポートする新事業を行うと報道がありました。事業内容は、薬を飲む時間のアラート機能や食料雑貨の買い物支援、地域情報サービス、就職支援、高齢者向け機能をiPadに搭載。また、日本郵政グループの担当者が高齢者の生活の様子を確認し、別の地域に住む家庭に報告するといった見守りサービスと連携し、高齢者と自治体、地域事業者などが提携してコミュニケーションを強化するとありました。

これに伴い、働きかけはあるのか、また、村として見守りについて現状をお伺いしたいです。

3点目、高齢者の見守りや災害時の情報伝達などに、スマホを利用する方法を探り、高齢者など地域の課題解決を目的として自治体スマホ連絡協議会が設置され、全国の61市町村の参加があり、スマートフォンの活用の実証実験に取り組むという報道がありました。実証実験では、各戸への自治体からの連絡や災害時の連絡手段の確保、子どもや高齢者の見守りネットワークの創出、歩数計アプリによる健康増進の取り組み、買い物難民への高齢者の問題の解決、観光の促進など、大きく五つの分野についてスマートフォンの活用が具体的に検討され、実施されるようです。

そこで、この自治体スマホ連絡協議会への本村の参加の対応も伺いたいです。

4点目、本年6月より議会にタブレットを導入し、各会議もペーパーレスになり、全国から議員団がタブレット活用の視察研修に訪れています。現在まで10団体の受け入れを実施しています。また、9月定例会より、電子黒板を活用した議会運営を開始。開かれた議会を目指し、全国的にも類を見ないほど先進的な取り組みをしております。

そこで質問です。ICTの恩恵を直接享受できるようなサービスを展開し、住民への本格的なICT化の導入の決意を伺いたいのですが、よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） それでは、飯田議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の質問でございます。住民へタブレット端末等を配布し、住民サービスとしてもペーパーレス化に向けた実証実験の実施、また村として多様なサービスを提供することの検討はできているのかと、このことにつきまして、その進捗状況ということでございますが、これにつきましては、時期、方法等も含め、課題整理や検討にさらに努めてまいりました。

その中で、前者の全戸配布した場合のコスト負担への対応及びその後の住民の方の転出、異動への対応の難しさ、また、ペーパーレス化を実施することの有益制よりも、既に所有あるいはこれから取得予定の方への情報伝達の仕組みづくりに取り組むほうが、より有益制が高いと見込まれることなどの理由によりまして、後者の多様なサービスの提供につなげることができるよう、まずは美浦村自治体クラウド事業での計画の美浦村の情報を一括して配信する仕組みと情報取得の利便性を向上させる仕組み、これを優先することにさせていただきました。具体的にはスマートフォン用のアプリケーションソフト開発と地域ポータルサイトの構築でございます。

現在、美浦村ホームページでは、防災防犯ウェブとメール配信及びフェイスブック、ツイッターとの情報連携による一括情報配信を実施をさせていただいておりますけれども、本年度はスマートフォン用のアプリケーションソフトと美浦村の地域情報に特化したポータルサイトを構築中でございます。さらに、情報連携の機能強化と、これらを一元的に管理運用するため、ホームページ管理システムの改修も進めているといった状況でございます。

さらに、議会グループウェア、行政グループウェアとも情報連携するよう、全体的なりリニューアルも進めているところでございます。正式運用は平成28年4月を予定してございます。

以上が第1点目の答弁でございます。よろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 松葉保健福祉部長。

○保健福祉部長（松葉博昭君） 第2点目のご質問ですけれども、保健福祉部のほうよりご説明を差し上げたいと思います。ただいまの飯田議員の見守りとICT化についてお答えを申し上げます。

日本郵政では、創業150周年に当たる2021年を念頭に、「郵政グループビジョン2021」を策定し、総合生活支援企業として位置づけを明確化し、展開していくこととしております。その中の一つに、高齢者見守りサービスとしての活動を織り込んで展開していくこととしております。日本郵便では、ビジョンをもとに郵便局のみまもりサービスを2013年10月

より全国6エリアで行政手続を経た上で試行開始しているようでございます。

本サービスの概要では、社員が訪問し、生活状況を確認し、契約者に生活状況の確認、相談、会報紙の発行などのお知らせをするものとなっております。現在でも電話による毎日体調確認サービス「みまもり電話」を、元気のお便りとして有料でございますが、希望者に提供しているようでございます。

近年はスマホやタブレット等のIT機器の発達、通信技術の進歩が目まぐるしく向上している時代を反映し、IT機器を活用したコミュニケーションツールを使ったサービス提供が進んでいるようでございます。

そこで今回議員がおっしゃるIT機器を見守りに利用できるかという視点から、日本郵政グループでその郵便事業が持つネットワークの強みを利用し、民間企業の技術を提供した上で、生活サポートサービス事業として平成15年下期より、現にみまもりサービスを展開している地域などから検証地域を選定し、安心・便利・つながりの三つをコンセプトにタブレットを配付し、試行的な実証実験を開始しているようでございます。

本村においては、現在お年寄りのひとり暮らし等の懸案世帯への見守りとして、民生委員の方々、それから老人会の方々などと協力をし、人的見守りを進めています。また、消防署との連携により、一人暮らし緊急通報システムを利用しているところでございます。

今後はさらに自治体と一般企業が団体等を含めた地域の協力体制を進め、見守り等の必要な世帯への強化を図っていこうとする手段として、この郵政グループの方策はますます便利になるとと思われるIT化をうまく利用し、情報提供の手段としてすそ野を広げる意味でその選択肢として有効であると考えております。

しかしながら、現段階の情報としましては、日本郵政グループは2016年の本格展開を目指しているとしており、タブレット等を通じて家族、自治体、地域事業者等と郵便局がつながり、高齢者コミュニティを創造していく上で基盤づくりを進めていくこととし、今まさに実証実験が進められようとしております。

現時点においては、実証実験を通じた民間活力の今後の検証結果をまちまして、管理運用方法や有効性などを含め、自治体と郵政グループが事業とどうかかわっていけるのか、検証を含め、まずは見守っていきたいと考えておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） それでは、3点目のご質問でございます自治体スマホ連絡協議会への参加対応はどうだといったところのご質問でございます。

自治体スマホ連絡協議会につきましては、高齢化や人口減少など、課題の多い地方自治体におきまして、スマホを活用して、高齢者を中心とした問題の解決や生活の利便性の向上に取り組んでいくというものでございまして、健康、見守り、地方創生の分野において

スマホの活用を具体的に検討、実施することを目的といたしまして、設立されたものと認識をしております。

ご質問の参加対応につきましては、直ちに参加するというよりも、参考になる事例があれば、今後の施策に取り入れていくというような形で検討をさせていただきたいと思っております。

続きまして、第4点目のご質問についてお答えを申し上げます。

ICTの恩恵を直接享受できるようなサービスの展開ができるよう、住民への本格的なICT化と導入決意を伺いたいといったところで、ICTを利活用することで、そのメリットを十分に住民の方が享受できるよう施策を実現をさせていただきたいという趣旨であると理解をいたしまして答弁をさせていただきます。

ご承知のこととは存じますが、本村では第6次美浦村総合計画を上位計画といたしまして、情報化推進計画を策定をしております。これに基づき、本年度より美浦村自治体クラウド事業を実施をしているところでございます。

クラウドコンピューティングによる災害に強い基幹系システムの構築、及び将来を見据えた電子自治体を構築をするといったところで、住民満足度の向上に資する自治体を実現することを達成目的とさせていただいております。

事業計画では具体的かつ効果的なクラウドによる電子自治体の構築をすることで、総合計画の分野別施策といたしまして、住民満足度の向上の実現を目指し、次の二つの目標を掲げております。

一つ目は、地域情報化の推進でございます。これはICTの利活用により地域のひとづくり、地域のしくみづくり、地域のげんきづくりを実現させ、人のつながりによる地域活性化の原動力としたいと考えております。また、住民や村内事業者が情報通信技術を利活用することで、さまざまな利便性を享受することができれば、住民満足度の向上につながるのではないかと考えております。

もう一つは、庁内情報化でございます。業務改革と総保有費用の削減と危機管理、災害対策の推進を図っております。行政評価、事業評価により、業務改革と行財政改革の効果を可視化することで、住民サービスの向上と効率性の高い自治体運営を図ってまいります。あらゆる世代が便利で快適なサービスを受けられるようにするためにも、地域の「ひと」「しくみ」「げんき」づくりを各関係機関が連携する下支えといたしまして、ICT技術ができる限り行政サービスに利活用していく必要があるかと考えております。

「ひとづくり」におきましては、例えば子育て世代の住民の方がコミュニティに参加していただくことで、人のつながりによる地域活性化の原動力となっただけではないかと考えております。

「げんきづくり」におきましては、ホームページやソーシャルメディアを利用し、美浦村の産業、商品及び観光の情報を発信をしております。住民の方はもちろん、本村に興

味のある方の便利サイトを立ち上げ、地域のイベント情報やお店のホームページのリンクを掲載し、情報を発信してまいりたいと考えてございます。

村民活動を応援する情報も数多く発信するとともに、地図情報や地域コミュニケーションと連携し、街や地域の活性化を応援していくための「しくみづくり」の一つといたしまして、地域振興につながるのではないかと期待をしております。さらに、地方創生交付金を活用したスマートフォン用観光アプリケーションも構築中でございます。まずは、「しくみづくり」の一環として、現在アプリケーションソフトの構築をし、次の段階といたしまして類似の実証実験の結果を参考にするとともに、各関係者と横断的な連携体制の確立によりまして、しくみづくりをさらに進めてまいりたいと考えております。

また、次世代を担う子どもたちには、村内小中学校にWi-Fi、タブレットPC、電子黒板といった環境を充実させてまいりましたが、さらなる教育環境の充実ということで、これも地方創生交付金を活用した事業ですが、ICTプログラミング教育を実施する予定でおります。

そして、議会タブレット端末導入につきましては、所期の目的は執行部との緊密、即時性を持った情報共有と災害時の緊急連絡でございましたが、その後の利活用の中で、ペーパーレスに向けた取り組みを能動的かつ積極的に取り組んでいただいておりますが、議場設置の電子黒板はこの取り組みに賛同し、支援したいと申し出がございまして、KDDI株式会社よりですね、寄贈のあったものでございます。

全国からの議員団の視察対応も含め、この場をお借りいたしまして、議員各位の取り組み、また、ご協力に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

以上の4点の答弁をまとめますと、村内IT化につきましては、財政状況が厳しい状況下ではございますが、情報通信技術を活用することで住民の皆様には多様な利便性を享受していただくことで住民満足度の向上につながるような事業を進めてまいり所存でございます。

住民・地域・行政が一体となって進める村づくり、協働してまちづくりを推進していくためにも、今後とも一層のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔13番石川 修君 退席〕

○議長（沼崎光芳君） ここで、石川 修君が退席になっております。

飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 答弁ありがとうございます。日本郵政でIBM、今現在、本年10月から立ち上げているということでございますので、そちらのほうの実証実験全国で6カ所ですか、そこら辺の情報をとりながらですね、本村で利用可能な見守り、今現在やっている見守りを変えられるんだったら、先ほど岡田総務部長が言ったように、ポータルサイトのほうでも利活用をしてもらえれば一番いいのかなと。経費も予算もかからずにできる

のかなと思いますので、利用可能なものはぜひ見守りに生かしてほしいです。

また、先ほど執行部のほうからいただきました資料の中で、素晴らしいサイトを今、構築しているということでございます。もちろんスマホ対応のサイトも同時に来年28年の3月いっぱいには立ち上がってくるのかなと思います。そして今回、地方創生も付き、本村に大変素晴らしい追い風が吹いております。当然、仕事もたくさんふえます。職員も一所懸命業務遂行すると思います。また、このサイトが成功するためにはですね、住民にとってやはりありがたい情報、そして利用可能な情報をいかに住民に届けるか、そして、住民からのフィードバックをいかにしてサイトのほうに移行できるのかということ、当然、運営しないとなかなか成功という形にはいかないのかなと思います。

大変仕事がふえております。これだけじゃなくて、地域交流館もありますし、来年の9月にはですね、大山のほうの財務省の土地の払い下げとか、確かにここ数年にないほど仕事がふえてきて、広範囲でございまして。そして、やることですね、今までの諸先輩の見本を見ながらね、やれるというものでございませぬ。本当に手さぐりの状態で、全国の各自治体を見ながらということになりますけれども、今回のこのICTに関してはちょっと美浦村は早く進み過ぎているところもございまして、他市町村、全国の市町村の見本というのはなかなかとれません。企画財政、そして執行部の方は本当に大変だなと思います。

このサイト、そして情報発信が大変全国的にもいいというような形で、ICT利活用日本一を目標に進めていただきたいですが、村長に伺います。

これに対してですね、今の部制ではですね、ちょっと厳しいのかな。やはりサイトに関して専門的な知識、外部からのアドバイスもございませうけれども、専門のプロジェクトチームを立ち上げてほしいのですが、予算上いろいろあると思いますが、ご返答のほどよろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） 飯田議員のですね、ICTに関する部分では、近隣の市町村議員の中でも飯田議員は結構飛び抜けていろいろな情報発信、また、それぞれの分野でもスキルが高いというふうに見ております。

この前、つくば市でICT教育の会議が開かれました。そういう意味でも、学校教育においては全国でもICTに特化した自治体が結構ありますけれども、議会においては一律全員でですね、取り組んでいるというのは美浦村は最先端を行っているのかなというふうに思います。それも、大きくてできないもの、小さいからできるものというものもあろうかと思いますが、ぜひそういう意味では、美浦村の職員の中に素晴らしい技術的なスキルを持っている部分もございまして、その辺は新たな部署を立ち上げるというのが、本来であれば議員の望む部分だと思います。

しかし、一部だけができて、よその職員も同じように使っていないと、美浦村の総体的なレベルが上がっていかないというふうに思いますので、その辺も含めて、職員間の

それぞれのレベルアップ、そして執行部は特に研修をも含めて議員ともどもですね、類を見ないぐらいのICTに関する部分は行政が先頭に立って、そして住民にも周知をしながらですね、村全体としてそういう方向に向かえば、素晴らしいものになっていくだろうというふうに思います。これは今、小中学校で電子黒板も使ってやっておりますから、その基礎的なレベルは村としては将来に向けてできつつあるというふうには思っております。ぜひいろいろな情報も取得しながらですね、村の中で全体的なレベルアップを図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 確かに、サイトを立ち上げてですね、本村の住民の本当にほしい情報、これを提示してあげないと、やはりなかなかサイトに見に行くとかですね、サイトからの情報を受け取るということが難しいのかなと、これは思います。我が美浦村商工会でも、4年ほどですか、サイトを立ち上げましたけれども、やはり担当者のほうがいなくなるとサイトの更新もできない。全く2年間、3年ぐらいかな、凍結の状態、サイトが死んだままというのか眠ったままという、そういう状況になっております。

また、これは話が違うんですけども、教育委員会のほども500万円ほどかけてホームページを2年くらい前ですかね、立ち上げて、これもやはり保護者さんとの情報の交流となると思うんですけども、やはり保護者さんがほしい情報を発信するサイドで見つけていかないと、一方的な情報だけではなくて、保護者さんがほしい情報を常に新しく更新しながらやっていかないと難しいのかなと思います。

先ほど執行部のほうの資料でも提示されましたけれども、仮称でe-miho.comですか。これも大変、図面で見ると、いろいろな形で、諸団体とのつながりがあり、連絡、そして業務連絡とか、そういったものすごく便利なサイトかなと思います。これもやはり美浦村のほうでですね、各諸団体が一番ほしがる情報、これを日々更新しないと、やはり眠ったままのサイトになるのかなとちょっと危惧しておりますので、予算もあるし、また本村の企画財政課、優秀な方がたくさんおりますのでね、少しずつ、余り広範囲な仕事が多くありますので、一つずつ、皆さんで協力してね、議会もそうですけれども、執行部そして職員の皆さんと一緒に協力して何とか来年28年の3月に立ち上げるサイト、スマートフォンもそうですけれども、何とか半年、1年後にはね、住民から、「結構いい情報出してるよね。美浦ってすごいよね」と言われるようなサイトを皆さんと一緒につくって、構築していきたいなと思いますので、質問は以上で、次の質問に移ります。

市町村のインターネット環境で、国のほうでですね、ことし12月、県単位で集約するというような方向性の形で報道がなされました。また、来年1月からですね、日本年金機構の個人情報流出問題を踏まえた緊急対策として、社会保障と税のマイナンバー運用という形でインターネット用の端末と今ある市町村のほうの基幹システムとの完全分離させるよう自治体に求めています。

インターネットリスクの対策として、完全に分離すると。また執務の強化。ウイルス攻撃対象となるシステムを減らすため、市町村のインターネット環境を県単位で集約し、セキュリティ監視の共同利用する自治体情報セキュリティクラウドの構築を施すという形で報道されております。そこで質問します。

本村のマイナンバー施行におけるセキュリティ対策と現状、そして今後の対策などを伺いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） 飯田議員のただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

本村では平成20年度より、基幹系・情報系の行政ネットワークを統合、さらに平成22年度には教育ネットワークも統合、集約するといったところで、先進的な取り組みとコストの低減化を両立させたシステムを構築、運用をしてまいりました。

しかし、この10月1日に業務端末を、インターネット系とネットワーク分離をいたしました。これは日本年金機構の事案を踏まえた総務省の求めによるものでございます。現在は、庁内に数台の専用パソコンとiPadによるインターネットとメールの閲覧のみとなっております。

平成29年7月からは、国・地方を通じましてマイナンバーを活用したオンラインの情報連携が始まり、地方税の所得情報や生活保護に関する情報など、自治体からも情報提供が開始をされ、それまでには全ての自治体の税や社会保障のシステムにもマイナンバーが一斉に記録されることとなっております。

この平成29年7月の情報提供ネットワークシステムの稼働を見据えまして、新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化のガイドラインと環境整備の要件が示されております。今後は全ての自治体が強靱性を向上させるよう、3分野についてシステムの構築が必要となります。

まず一つ目は、情報提供ネットワークシステムに使用されますL G W A Nの環境とインターネットの環境を分割する。これは10月1日に実施済みでございます。

続いて二つ目は、住基事務や税・社会保障などのマイナンバー利用事務につきましてインターネットのリスクから完全分離をするといったところでございます。

三つ目につきましては、職員等による情報の持ち出し制限をする。具体的に申し上げますと、住基・税収・福祉等の基幹系業務、これを個人番号利用事務といいまして、財務会計と文書管理等の内部情報系業務、これを個人番号関係事務といいます。本村の全てのシステム及びネットワークを分割、整理し再構築することで、業務別、事務区分ごと、情報資産の重要度の洗い出しと必要に応じたセキュリティ対策のシステムを構築をしていくといったような形になってまいります。

これらの対策を講じるには、多額のコストがかかりますが、このことにより自治体の情報システムのセキュリティを飛躍的に向上させることで、社会保障制度や税制その他の行

政分野における給付と負担の適切な関係を維持しながら国民の手続的負担の軽減を図るなどのマイナンバー制度の情報連携の効果をもたらせることになっていくわけでございます。

セキュリティ対策の一つとして、自治体情報セキュリティクラウドの構築がございまして。これはインターネットの入り口を都道府県ごとに集約化して集中して高度な監視を行い、セキュリティを強化することで、サイバーテロとインターネットからのリスクを軽減させるというものでございます。

茨城県では、全ての市町村が「IBBN」、これを「茨城ブロードバンドネットワーク」と申しますが、これに参加しておりますので、インターネットの入り口までは集約されている状況でございます。このため、負担金や条件、構築時期によりまして総合的に判断することとなりますが、IBBNには参加の方向で考えてございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） この執行部のほうからいただきました資料を見て、私も何度も何度も見たんですけれども、なかなかわかりにくいのかなと思います。

今、総務部長のほうから答弁いただきましたけれども、やはり外部からの侵入に対しては、茨城ブロードバンドネットワークのほうにつないでですね、一つの機械でセキュリティをかけたほうがいいのかと、コスト的にもそのほうが安いのかなという感じは受けました。

ただ、三つほどあったものですが、一番最後なんですけれども、これはきょうの新聞にも出ていましたけれども、USBもしくはSDカードによってですね、担当者もしくは省内の方がですね、個人情報抜き取って、そのまま外部のほうへ行ったものが新聞のほうに掲載されました。最終的にはヒューマンエラーじゃないんですけれども、機械的なものでセキュリティブロックをかけますけれども、一番最後の部分ですね、庁舎内の職員の管理、なかなかこれも難しいと思うんですけれども、これをしっかりやらないと、やはり新聞に載るようなことになっていきますのでね、そういう部分でちょっと再度お願いしたいなと思います。

それと、最終的に今現在、IBMのブロードバンドのほうには当初から美浦村は別の部分で構築してまいりました。現在、ブロードバンドのほうに参加するというようなことでございますけれども、それに係る構築費の負担金、条件など、今現在わからないと思いますけれども、わかりましたら報告をお願いしたいなと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの飯田議員の質問でございます。職員ですね、持ち出しといったところでは、これは研修等を十分に積んでですね、そういうことが起きないようにといったところで、これは職員の教育を徹底するといったところがまずなのかなと思っています。

あと、それがですね、抜き取ることができないというようなシステムを構築するといったことも、これは必要なことなのかなど。その二つをですね、十分にやっていって、そのリスクを回避するというようなことでやっていきたいと考えてございます。

また、I B B Nのちょっと負担金につきましては、現在わかっておりません。調べて後でお伝えをしたいと思います。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 10年前と違ってですね、確かにUSB、SDカードで情報を抜き取るということは、なかなか難しくなってはきております。今現在使っている、我々が預けられているiPadですけれども、これもやはりUSB、SDカードの入るところがありません。本当はそういった形のハードがあれば一番よろしいんでしょうけれども、やはり市内のパソコン、または専用のインターネット回線も全部、USBもついてますし、SDカードソケットもついておりますので、その部分では十分注意していただきたいなと思います。

では、最後の質問に移らせていただきます。

地域交流館について、阿見町道の駅、本村より2年ほどおくれてオープン予定ですが、立地の面でちょっと不利かなと思われれます。それでですね、当然、隣の町ですから、仲よく手を取って発展すればいいんでしょうけれども、いざ、やはりこういった形でのものになると仲よくというわけにもいきませんのでね、競合に対しての執行部の対処などございましたら、なかなかそういったものの余りすばらしい対処があるというのと、秘密漏えいになっちゃいますので、そこそこのものをご答弁願えれば、答弁いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 飯田議員のご質問にお答えいたします。

最初にですね、阿見町の道の駅の整備計画の概要について申し上げたいと思います。

飯田議員ご提出いただきました資料のほうにも、計画の概要がありましたけれども、ちょっと重なる部分がありますけれども、まず最初に概要をちょっと述べてみたいと思います。

阿見町の道の駅の基本計画によりますと、立地場所は国道125号バイパスと県道竜ヶ崎阿見線との十字路、阿見町追原に平成31年4月にオープンを目指して事業を進めているということでございます。計画書を見てもみますと、機能的には休憩機能、情報発信機能、地域関連機能の三つの機能を持ちまして、地域関連機能の中に農産物直売施設として面積450平方メートルほどを予定をしているようでございます。

阿見町の道の駅との競合ということでございましたけれども、阿見町は道の駅としての整備でありまして、美浦村の物産館については全員協議会でもこれまでご説明をさせていただいておりますように、地区計画並びに地区計画をもとにより具体的に本村の活性化対

策、事業計画を示した「地域再生計画 人と自然が輝くまち 美浦村再生計画」これは今般、国のほうで認定をいただいた計画ですけれども、この計画の中の一つの事業として位置づけをしております美浦村の物産館を含んだ地域交流地区、この整備コンセプトと阿見町の道の駅としての事業のコンセプト、これは大きな違いがあるということではと考えております。

しかしながらですね、飯田議員ご質問の阿見町の道の駅との競合という視点で見ますと、阿見町で計画をしております道の駅、先ほど三つほど機能を申し上げましたけれども、その地域関連機能の中の農産物の直売施設、これと美浦村が計画をしております物産館の中の直売施設、この部分が競合してくると思います。

競合対策につきましては、今般12月議会補正予算に計上しました地方創生先行型上乘せ交付分として交付決定を受けることができた新交流拠点施設を基地としたマッシュルーム・パプリカ等地域農産物の直売並びに商品化事業、事業費2,500万円ほどの事業費でございますけれども、これを阿見町との競合対策のための検討に活用したいと考えております。

議会の全員協議会でも説明をさせていただきましたように、この事業では次の三つのことを検討したいなということで考えております。

1点目でございます。地域交流地区の総合事業計画書並びに総合運営計画の策定。

2点目が、地域農産品であるマッシュルームとパプリカと米、レンコン、水産資源等を利用した加工品の試作。

3点目、地域交流拠点施設オープンに向けた物産館ポータルサイトの開設、並びにポータルサイトを情報ステーションとした地域農産品の生産情報・販売情報・在庫情報の発信並びに、プロモーションのためのライブ映像等の受発信システムの実験、検証、以上、三つのことをこの2,500万円の予算の中で進めてまいりたいと考えております。

飯田議員ご質問の阿見町の道の駅との競合対策については、これらの三つの事業を進めることにより、美浦村の物産館の特色を出し、阿見町の道の駅との差別化を図っていく考えでございます。

この事業の推進につきましては、適宜議会のほうにも報告をいたしまして、議員の皆様のご意見、そしてアイデアをいただきながら事業を進めていきたいと考えております。議員の皆様のご支援とご協力をお願いして答弁にかえさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 石川 修君が出席になっております。

飯田洋司君。

○7番（飯田洋司君） 今回の答弁、今いただきましたけれども、ちょっと後日でも結構ですので、物産館の面積及び当地のですね、農産品ですか、そこら辺の売り場面積の割合、そして販売高の割合の部分がもしわかれば、後で資料などをもらえたらなと思っております。

今、経済建設部長が言ったようにですね、3点ありましたけれども、3点の中で一番やはり阿見町さんに勝てるのはですね、ICT環境が我が美浦村は整っております。やはり交流館のライブ映像の配信等はですね、在庫管理、在庫状況ですね、そういったものを逐次、もちろん生産者にも報告はするんでしょうけれども、当然ユーザー、消費者サイドにでも、こういった「きょうはちょっと珍しいものが入りましたよ」とか、熊の肉とかイノシシの肉とか、ちょっと手に入らないものがもしJA関係で入りましたら、掲載するとですね、発信した5分後には売り切れるというような形になると本当にいいなと思います。

やはり競合の中でですね、やっていって、最終的にアイデア勝負だと思います。農産品に関しては阿見町も美浦村も大して変わらないのかなと思います。つくっている米も、土壌もそんなに変わらないし、でき上がりもそこそこ同じなのかなと思いますので、やはりこのICTに関してですね、差別化と、最大限に利用してですね、情報化をしっかりとつくっていただいて、阿見町に負けないように、ぜひ執行部、そして我々議会ともどもね、手を取り合って、この情報化に対しては、本当に細々と、何度も言うようですけども、せっかく手に入れたハードです、環境ですので、ぜひ利用するしか手はないので、これからもぜひ利用して、負けないようにしっかりした対策をとっていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、飯田洋司君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中でありますので、暫時休憩といたします。

11時25分、再開といたします。

午前11時12分休憩

午後11時25分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、葉梨公一君の一问一答方式での一般質問を許します。

葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） 3番議員、葉梨公一です。

本日は、一般県道上新田木原線の整備予定についてお尋ねをしたいと思います。

現在の上新田木原線の工事の進捗状況と今後の予定についてお聞かせください。お願いします。

○議長（沼崎光芳君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 葉梨議員のご質問にお答えいたします。

現在、茨城県が進めております、竜ヶ崎工事事務所が進めております県道上新田木原線バイパス、ちょっと図面のほうを見ていただきたいと思いますので、資料のほうを見ていただきたいと思いますけれども、この資料のほうでいいますと、赤い線のところが県道上新田木原バイパスということになっております。工事のほうは、先ほど申し上げましたように、茨城県竜

ケ崎工事事務所が担当して工事を進めているところでございます。

赤色の部分ですけれども、木原郵便局のところまで至る路線なんですけれども、延長が約1,000メートルございます。この区間なんですけれども、茨城県企業局の県南水道事務所の導水管の敷設の計画があることや、一部道路の縦断の修正、これが必要になってきているということもございます。そして、一番大きな課題が、浜のちょうど昔の消防小屋が建っているところなんですけれども、共有地がございまして、共有地のほうが大変相続人の方が広がっておりまして、元の地主の方は150人ほどなんですけれども、1,000人以上に広がっているんじゃないかということで、竜ヶ崎工事事務所のほうから伺っております。

そういうこともありまして、竜ヶ崎工事事務所のほうでは鋭意、早期の開通を目指して整備を進めるということでございますけれども、はっきりとした開通の見通しというものは、まだ竜ヶ崎工事事務所のほうからは伺えないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） ありがとうございます。

次に、木原・舟子・島津・圏央道に至る道路についてお尋ねします。と申しますのは、第6次美浦村総合計画の中に、幹線道路網首都圏中央連絡自動車道接続の確立として、村内の幹線道路は村民生活の利便性が向上するよう、村内の各地区、または生活圏を一体とする隣接市町をつなぐ道路網を形成します。

国道125号バイパスを主軸にこれと並行する湖岸の道路、第1の道路は、東西方向の広域幹線道路として位置づけます。湖岸の道路、県道上新田木原線、都市計画道路上宿大須賀津線は、広域的観光レクリエーション需要に対応できる機能を担う水辺の交流軸として位置づけます。また、霞ヶ浦の広域的な活用機能の確保のため、さらに周辺市町と連絡を強化し、早期開通を関係機関に要望していきますと明記してございますが、視点を一步下げて考えますと、これから開かれた美浦村づくりを考えますと、木原上宿地先から舟子を通り、阿見町島津地先まで延伸されてはいかかと思いますが、村長のお考えをお聞かせください。

なお、この道路を利用される多くの方々、安中地区あるいは大須賀津、木原地区の人たちに話をお聞きしますと、通勤・通学・買い物等、交通安全の面から見ても大変便利になるなという意見が多く聞かれます。また、現在進めておられます都市計画道路の進捗状況をただいまお聞きしますと、上宿から布佐地区への工事が進められているわけですが、この工事にはかなりのハードルがあると見受けられます。完成には相当の時間が必要とされると思われまして、できましたら、今、私が申し上げました島津地先への延伸をお考えいただけましたら、地域の住民も大変喜ぶと思っております。中島村長さんと、担当部長のお考えをお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 葉梨議員ご提案のですね、木原から阿見町島津地先に至る村道1001号線になります。資料のほうでいいますと、この緑色の路線がその路線なんですけれども、この路線の村の整備の考え方をですね、お答えする前にですね、先ほど申し上げました県道上新田木原バイパス、赤い線ですね。赤い線から国道125号バイパスへのネットワーク、黄色い線になりますけれども、国道125号線のバイパスが黄色い線になります。この道路へのネットワークの考え方を最初に申し上げて、その後ですね、葉梨議員ご提案の緑色の路線については、その考え方をちょっと説明をさせていただきたいと思えます。

県道上新田木原バイパス、赤色の線なんですけれども、この延長となります木原郵便局前の国道125号から国道125号バイパス、これを結ぶ街路ですね、概要としましては、幅員16メートル、延長1,160メートルで、都市計画道路布佐・上宿線、図面でいいますとピンク色の線ですね。この路線を平成6年に都市計画の線引きを美浦村でいたしましたけれども、都市計画の線引きと同時に、この都市計画道路の都市計画決定をしております。

道路用地の一部は既に土地改良の創設換地により取得済みのところもございます。また、新しく家を建てられた方には、セットバックをさせていただいているというような状況もございます。また、この道路を整備することにより、道路沿線の木原市街化区域の都市的土地利用の促進を促すこともできると。ピンク色の右側の部分の水色の部分なんですけれども、ここが木原の市街化区域となっておりますので、このピンク色の都市計画道路を整備することによって、この市街化区域の土地利用も促進をされるということをご期待をしております。

都市計画道路布佐・上宿線は、県道上新田木原線バイパスのネットワークにより、安中地区から国道125号バイパスまでを結び、阿見・つくば方面、そして圏央道を結ぶ重要な幹線道路の役割を果たす道路となるものと考えております。

こうしたことから、村としましては、県道上新田木原線バイパスの全線の開通の時期に合わせた形で、都市計画道路布佐・上宿線、ピンクの路線なんですけれども、この整備を進め、安中地区から国道125号バイパスまでの道路ネットワークを完成させたいと考えております。この準備のため、平成28年度当初予算に整備のための諸条件の調査のための関係予算を計上したいということで考えております。

葉梨議員ご提案の木原から阿見町島津地先に至る村道1001号線、図面の緑色の線になりますけれども、この道路の考え方についてお答えをしたいと思います。

村としましては、先にお答えをしましており、県道上新田木原線バイパスと連絡する道路としては、都市計画道路布佐・上宿線の整備事業、これを優先して推進したいと考えております。

また、県道上新田木原線バイパスが木原郵便局前で旧国道125号に接続すれば、安中地区から県道上新田木原バイパスを経て、旧国道125号線を経由して、既存の清明川沿いの村

道1864号線から国道125号バイパスへ抜けるというルート、これでいいますと、赤い線で安中のほうからまいりまして、旧道、木原郵便局の前で旧道にぶつかります。そこから旧道の国道125号を利用していただいて、清明川沿いに整備をしております村道1864号線、これを経由していただいて、先ほど申し上げたように、阿見町方面、つくば市方面、圏央道方面へ行くルートも考えられるということでございます。

まず、先ほど申し上げました都市計画道路布佐・上宿線、ピンクの線の路線ですね。この優先整備ほうを進めさせていただいて、その後ですね、交通状況、この青い線も含めてですね、交通の状況も見させていただいた中で、葉梨議員ご提案の緑の線、地元の人からぜひ整備をしていただきたいという声もあるというお話もありました。

交通の状況を見ながら、この緑色の線、これは阿見町との協議も必要になってまいります。そういうこともありますので、まずは都市計画道路、20年前に都市計画を決定した道路でございます。既に用地を協力していただいている方もおります。そういうことをご理解いただきまして、まずはこのピンクの線、都市計画道路布佐・上宿線、この道路の優先整備ということをご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） それでは、葉梨議員のですね今、担当部長のほうから、上新田木原線も今の経過、話があったかと思えます。まず、これには課題は、共有地の部分をですね、これは140～150戸ある、もともと木原の人の代表者の中で共有地になっているということでございますので、国道125号バイパスでも共有地がありましたけれども、やはり協力をしていただかないとなかなか道路の問題は解決しないということで、ぜひ地元の葉梨議員、旧木原地区のそういう代表者の意見を総合的に協力をいただくということができれば、県のほうも進めやすいということでございますので、これは葉梨県議会議員さんにもお話ししてございますので、まずそこがクリアできれば、郵便局の旧国道125号までは整備が結構早く行くだろうというふうに考えております。

その後、このピンクの部分の都市計画道路も一部、もう協力してくださっている方もおりますから、そこをまずは旧国道125号から新しい国道125号まで、ピンクの部分をもっと抜くということ、村は優先をしていきたいなど。

また、霞ヶ浦二橋問題で橋がかかるようになれば、この村道1001号線、緑の部分もですね、結構今、そんなに数は多くないんですが、朝、田んぼの中を結構、信号もないので、私も朝、散歩すると、結構車が通ってきている部分は確認はしております。結構、阿見町のほうから来ると、5分ぐらいで安中の美浦ゴルフ倶楽部まで行ってしまうという部分もできますので、その辺は利用価値とすれば、広がればかなりの利用者はふえてくるだろうというふうに思います。それにはまず、県のほうで霞ヶ浦にですね、橋をかける。そして美浦村から阿見町の島津地先までの村道1001号線をやると、もっと霞ヶ浦沿岸の利用はよりふえてくるだろうと。

今、県のほうでもサイクリングロード、つくばまで入れて、日本一長いサイクリングロード180キロメートルを目指して今取り組んでおりますけれども、当然阿見町と美浦村と関東地方整備局のほうにもですね、霞ヶ浦沿いのサイクリングロードの許可をいただきたいというのは前もってもう言っておりますので、ようやく県も霞ヶ浦を利用した、また、つくばまでのサイクリングロードの整備ももう発表してございますので、利用価値とすれば、道路ができることは、人が集まってくれる、誘客できるという部分もございまして、その辺も含めてですね、葉梨議員おっしゃるような整備を進めるのには、まず、現存の上新田木原線をまず、開通させることだと思います。それができれば、かなり早目の整備につながっていくだろうというふうに思いますので、ぜひ葉梨議員には、地元の取りまとめも含め、村も一所懸命そこにやりますけれども、お互い協力し合って開通に向けてやっていきたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） ただいま前向きなご答弁、ありがとうございます。

私も、木原共有地会の今役員をやらせていただいております、会長は、役場OBの松葉忠春氏が会長をしておりますので、その件に関しましては、木原共有地会上げて協力してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それから次に、平成26年制定の第6次美浦村総合計画の中の産業基盤の充実の項には、首都圏中央連絡自動車道インターチェンジへの円滑な接続を確保するための路線の整備を隣接自治体と連携を図りながら推進しますと明記してございますので、村長さんを初め執行部の皆様のご努力に期待しております。

次に、安中・大山地区の現況から、先への拡幅計画の有無についてお尋ね申し上げます。担当部長、お願いします。

○議長（沼崎光芳君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 葉梨議員のご質問にお答えいたします。

大山地区内の県道上新田木原線の整備、拡張計画ということかと思っております。県道上新田木原線の整備につきましては、県道ということで、当然のことながら、竜ヶ崎工事事務所所管の道路整備事業ということになってまいります。

そこで、竜ヶ崎工事事務所のほうに確認しましたところ、県道上新田木原線については、現在子どもたちの安全な通学路の確保のため、大山の南田のバス停から大山バス停までの区間、これが歩道がございません。途中まで整備を今進めてもらっておりますけれども、歩道がございませんので、まず子どもたちの安全のためにもこの歩道の整備を進めたいということが竜ヶ崎工事事務所の考えでございました。

葉梨議員お尋ねの、現道部分拡幅の計画、これにつきましては、現状としましては明確な整備計画はございませんという回答でございました。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） ありがとうございます。ただいまの答弁で、県としましては現状としては明確な整備計画はないとのことですが、美浦村としてはどのようにお考えになっておられるのか、さきの議会全員協議会におきまして執行部より、国有地、東京医科歯科大学附属霞ヶ浦分院跡地の払い下げと、その後の公園等の整備計画についての説明がございました。

県道は幅員が狭く、危険でございます。また、さきに申しあげました村の計画を考えましたとき、県道上新田木原線の拡幅整備が必要と考えますが、村としてはどのようにお考えになっておられるのか、再度お尋ね申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 先ほど、県のほうでは明確な整備の計画がないということでした。ただいま葉梨議員のご質問、村としてはどのように考えているんだということですが、県道上新田木原線については、大山地内で急激に道路の幅員が狭くなり、危険であるということから、これまでも県に対して拡幅の要望をしております。

特に今後ですね、大山東部地区の国有地の払い下げを受け、公園等の整備ということも村でも今、計画をしております。そうなりますと、県道上新田木原線が重要なアクセス道路となってくるということですのでございます。これは葉梨議員ご指摘のとおりかと思えます。

村としましても、県道上新田木原線の拡幅整備は必要な整備であるということはこれまでも、先ほど申しあげたように要望をしております。村の計画もございます。そうしたことから、これまでも増してですね、県のほうにその拡幅整備のほうの要望を強くお願いしていきたいということ考えております。

以上です。

○議長（沼崎光芳君） 葉梨公一君。

○3番（葉梨公一君） ご丁寧なご説明、本当にありがとうございました。

今、現状を見ますと、ただいま最初に私が質問申し上げました上新田木原線の阿見町島津までの延長というのは、皆さんからどうぞらんになられても、やっぱりこれは最初にやったほうがいいんじゃないかというような考えをお持ちの方、住民の方々ほとんどだと思います。そういったことを踏まえまして、村長さん初め執行部の皆様方に前向きなお考えをもちまして、この道路計画に前向きに立ち進んでいただきたいと思います。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、葉梨公一君の一般質問を終了をいたします。

ここで、会議の途中でありますが、昼食のため暫時休憩をいたします。

午後1時再開といたします。

午前11時49分休憩

午後 1時00分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

次に、竹部澄雄君の一问一答方式での一般質問を許します。

竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 2番議員の竹部澄雄です。通告に従いまして、発言させていただきます。

農業の活性化についてなんですけれども、T P P環太平洋パートナーシップ協定だが、平成27年10月20日に政府から発表されましたが、アメリカとの二国間協議で最大の焦点となっていた主食用の米については、これまでの関税は維持する一方、新しい輸入枠として、年間7万トンの枠を設けることで合意し、新たな輸入枠は協定の発行時は年間5万トンで、13年目以降は7万トンまでふえることになるそうです。

一方、日本はオーストラリアとも主食用の米の輸入枠を設けることとなり、協定の発行時は6,000トンで、13年目以降は年間8,400トンになるそうです。

また、これとは別にお菓子、みそなどの調味料の原料に使う、加工用の米についても、年間6万トンの新たな輸入枠が設けられました。T P P発行後、日本米を研究し、生産され輸入される海外米に対抗するには、特別栽培米研究会が努力している、美浦村の安全・安心・新鮮・うまい米で対抗し、消費者に提供することが必要不可欠だと本村も思うと思います。

J A茨城かすみは、平成11年に美浦村特別栽培米研究会を設立し、特別栽培米で売れる米づくり、地域の特性を生かした安全・安心な米づくりをビジョンとして、安全・安心の評価向上に向けた取り組み、地域の特性を生かした販売方法の工夫、消費者、一番ニーズの的確な把握、特別栽培米の振興に取り組んでいますが、美浦村ではどのような取り組みを農業関係者に支援しているか、本村の見地から質問させていただきます。

まず、美浦村で生産する米以外の農産物で今回のT P Pで打撃を受ける農作物はあるのかどうか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 竹部議員のご質問にお答えいたします。

T P P環太平洋連携協定により、本村で生産される農作物について、米以外に打撃を受ける農作物はあるのかということですが、ご案内のとおり、政府は11月25日環太平洋連携協定（T P P）総合対策本部を開き、農業対策を含む総合的なT P P関連対策大綱を決定いたしました。

大綱では、T P Pの大筋合意を受けて、新農政時代を迎えたとの認識を示し、新マルキンや養豚経営安定対策事業の法制化を初め、重要5品目関連の経営安定対策の充実で守りを固めつつ畜産クラスター事業の拡充や輸出促進など攻めの農林水産業への展開を促すと

しております。また、今回の対策は第一弾で、農林水産業の成長産業化に向けた戦略は、今後も議論し、平成28年秋をめどに具体的内容を詰める方針も示されました。

このように、政府のT P P関連対策は、T P Pの大筋合意を受け、その大綱が示されたものの、具体的施策はこれから示されることとなります。こうしたことから、本村で生産される農作物についてどれだけの影響があるかは、これら国の対策が出そろってみないと判断は難しいのではないかと考えます。

ただ、一般論として申し上げますと、米を初めとした重要5品目についても、輸入量がふえる、あるいは関税率が削減される。野菜や果樹については、全品目の関税が撤廃されるということを考えますと、いかなる対策をとろうが、その影響が全くないということは考えにくいと思います。言い換えれば、影響の大きさの大小はあるにしても、美浦村の農畜産物全てが多かれ少なかれ影響は受けることが考えられます。

また、本村に特に関係することとしまして、サラブレッドの輸入関税、1頭、これまで340万円かかっておりましたが、これも撤廃されることになりましたが、本村では生産牧場がないということで、この影響は少ないものと考えます。村としましては、国の具体的なT P P関連対策を注視し、さらに美浦村としての単独の上乗せの補助、あるいは村独自の対策が必要かどうかということは、国の具体的な対策を見てから検討したいと考えております。

当面は、今回補正予算にも計上しましたが、農地中間管理事業、現在国が進めております担い手農家への農地の集積・集約化を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 詳しい説明、ありがとうございます。

政府のT P P関連対策そのもの自体が、まだ具体的には示されていないということで、村としても、今の状況では判断は難しいということはわかりますが、重要5品目輸入枠がふえるということで、関税率が削減されるということ、野菜や果実については、全品目の関税が撤廃されるということなので、いかなる対策をとろうがその影響はあると思います。

その影響が全くないということは考えられないので、今後、農畜産者及び消費者、村の三者のきずなを強くすることを強く要望し、次の質問に移りたいと思います。

美浦村で今生産されているブランド米の「光一点」と「美浦そだち」のP Rと販売促進は、村としてはどのような企画をしているのか伺いたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（沼崎光芳君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 村のブランド米であります「光一点」、そして「元気いっぱい美浦そだち」、これのP Rと販売促進の活動状況についてお答えをいたします。

「光一点」と「美浦そだち」を初めとした農産物の販売促進については、J A稲敷と茨城かすみ両農協が主体となりまして販売促進活動を展開しております。

具体的な販売促進活動としましては、資料が現在タブレットのほうで示されておりますけれども、ごらんとおりですね、各農協とも年間7回程度、販売促進のための活動を行っております。幾つかの事例を申し上げたいと思います。

村外の消費者の方々を対象としました田植え、それから稲刈りのですね、体験イベント、こういう田植えでありますとか稲刈りに消費者の方をお呼びしまして、一緒に体験をしていただいて、お昼はごらんのように美浦村の美味しいおにぎりを食べていただくというような活動をしております。

あるいは、村外のイベントでは、販売促進としましては大洗町の「あんこう祭」ですね。タブレットに今映っておりますのがあんこう祭のときのイベントの様子です。11万人と新聞にも報道がありましたけれども、11万人という大変多くの人が集まるようなイベントでして、こういうところでも販売促進のための活動を行っております。それと、鹿島サッカースタジアムでありますとか、中山競馬場での販売促進活動を実施しております。

それから、米はちょっと持っていかなかったんですけども、福島県の大玉村でありますとか、茨城町のイベントにも村として参加をしまして、農畜産物のPRを行っております。

さらに小売店での販売、店頭での販売促進活動としましては、「ポケットファームどきどきつくば牛久店」にて、新米の収穫時、あるいは年末年始等、2カ月に1度ぐらいのペースで試食も行い、大変好評をいただいております。

また、村内向けでは、美浦村産業文化祭でも販売促進活動を行っております。

また、農協とは別に村経済課主体の事業としましては、村ホームページでの紹介、ふるさと応援寄附金の返礼品としてのPRをしております。また、平成27年度は、県主催の事業とタイアップした「いばらきプレミアム商品カタログ『厳選いばらき100 Story』」と。

それと、「『いばらき食と農のポータルサイト』うまいもんどころ」、商工会青年部と共同で成田空港で行いました「AIRPORT MARKET『空市』」、こういうイベントとそれから、事業ですね、そういう事業にも参加をいたしまして、村の特産品、特選米のPRを実施しております。

このように村としましては、さまざまな機会を捉えまして、今後も美浦村の特別栽培米「光一点」と「美浦そだち」のPRを実施していきたいということで考えております。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 詳しい説明、ありがとうございます。

ただいまの説明で、美浦村と農協が必死に「美浦そだち」と「光一点」の販売に努力されていることがわかりました。ありがとうございます。

また、全国各地でさまざまなお米が生産されて大変だということもわかっておりますが、私たち村民も、美浦村で生産されている米や農作物の購買には地元産を応援するように協力しなければならないということもつくづく感じますし、村外の消費者を対象とした販売

促進活動をしていることも、説明により詳しくわかりました。ありがとうございます。

また、「ポケットファームどきどきつくば牛久店」で2カ月に1度のペースで試食会をして好評を得ているとのことですが、美浦村でも「木原城山まつり」「産業文化フェスティバル」「陸平縄文ムラまつり」などがありますので、村民に「美浦そだち」または「光一点」というブランド米の試食会をしてみるのもいかがかなという思いがあります。美浦村で研究され、開発された茨城県のおいしいお米8銘柄に選ばれた「美浦そだち」とブランド米で天日干しの「光一点」を、村民にも食べていただいて、よりよいイベントを企画することを要望し、次の質問に移らせていただきます。

美浦村ふるさと納税というものがありますが、その中で「美浦そだち」の注文はどれほどあるのかお伺いしたいです。よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 美浦村ふるさと応援寄附金において「美浦そだち」、そして「光一点」、注文はどれぐらいあるのだということでございます。年度ごとにちょっと数のほうを申し上げたいと思います。

平成21年度、「美浦そだち」が3個、「光一点」が3個。

平成22年度、「美浦そだち」が11個、「光一点」が10個。

平成23年度、「美浦そだち」が5個、「光一点」が4個。

平成24年度、「美浦そだち」が8個、「光一点」が6個。

平成25年度、「美浦そだち」が8個、「光一点」が13個。

平成26年度、「美浦そだち」が13個、「光一点」7個。

それから、平成27年11月末までの数字なんですけれども、「美浦そだち」が14個、「光一点」が4個ということになっております。

平成26年の11月からは、返礼品の数を14品にふやし実施しております。平成26年11月から、ことしの11月までの数を観てみますと、「美浦そだち」が21個、「光一点」が4個ということで数をふやしたことによって、若干の伸びが見られております。今後はふるさと納税につきましては、返礼品の数をさらにふやすということで考えております。民間業者と協力しながら、ふるさと応援寄附金の納付額のアップというものを目指していきたいと考えております。

また、返礼品の美浦村特産米につきましては、現在5キロの袋でお礼ということにしておりますけれども、さらにその袋の大きさ等も考えまして、寄附金の増というものにつなげていきたいと考えております。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） とても詳しく説明していただきまして、ありがとうございます。

美浦村のブランド米がおいしいと、県内外の消費者に知ってもらい、もっと注文がふえることを期待したいんですけれども、いまいちちょっと伸びがないような状況であるとい

うこと。また、今年度に限っては多少なりとも注文がふえたということ、十分了解しました。

今後、返礼品の美浦特産米について、現在の5キロ米ではなく、10キロ、30キロとパターンをふやすということですが、高額納税者が何十キロと米を希望した場合には、一度に送付せずに希望者が希望する回数、1回に30キロとか40キロというキロ数ではなく、数回に分けて送付するという方法も考えてみてはいかがでしょうか。私はそれを切に要望いたします。

また、特裁米を注文しないふるさと納税者には、PRを兼ねて1回分3合ぐらいの試食米を同包してはいかがでしょうか。それも切に希望します。

次の質問に移らせていただきます。

茨城県の事業として今回プレミアム付お米券を販売し好評を得ていますが、茨城県を代表するお米として紹介されている「美浦そだち」は、今回プレミアム引換券で買える場所が1カ所しかありませんでした。それについて、村はどのようなお考えだったかお伺いします。

○議長（沼崎光芳君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） プレミアム付お米券、これは今、タブレットのほうで資料が映し出されておりますけれども、県のほうが行った事業でございます。それで美浦村の取扱店が1店しかないというご指摘なんですけれども、この商品券の取り扱いにつきましては、平成27年5月18日付で茨城県農林水産部販売流通課長より、茨城県の県産米を直接消費者に販売する県内の事業者に対して、今度こういう事業をやるんだけれども、お宅の販売店ではそれを取り扱ってもらえませんかというような文書によりまして、事業者のほうに直接の取り扱いの希望の有無の照会がありました。

結果的に、茨城かすみ農協はその応募をしなかったということなんですけれども、農協のほうになぜその取り扱い店にならなかったんですかということ聞いてみますと、ことしから村のほうのプレミアム商品券についても農協はこれまで取り扱いをしておりませんでした。それで、ことしから村のプレミアム商品券のほうを、農協が扱うということになりました。それで農協のほうでは初めてのことなので、村のほうのプレミアム商品券と県のほうのプレミアムつきお米券のほうを、扱うことで混乱してしまうんじゃないかということを心配したようでございます。

あと、しかもその募集の期間が大変短かったということもありまして、茨城かすみ農協では、本年度はその県が主体で事業を行いましたプレミアム付お米券については、取り扱いとしての業者として手を挙げなかったというようなことでございます。

村としましても、業者のほうへ直接その取り扱いの有無の照会がありましたもので、村としましてもそういう事業が県のほうで行われているということを承知できなかったというのが現状でございます。当然のことながら、村のほうでそういうことがわかれば、農協

のほうにそういうことを取り扱ってくださいねというお願いもできたかと思うんですけども、事業の行われるそういう準備が進んでいるということがわかりませんでしたので、村としても、そういう動きができなかったということでございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） ありがとうございます。市町村の要するに「光一点」「美浦そだち」を手軽に買える取扱い店が多ければ問題ないことなので、今後同様の企画事業が行われた場合、美浦村農協等も積極的に参加していただくことを要望し、次の質問に移らせていただきます。

今後、美浦村の農産物とお米を村民に地産地消してもらうために、農産物の販売所の増築計画及び生産者と消費者が一体となり、地域活性のために農産物等の、または米の受注生産をする考えはあるのか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 竹部議員の今のご質問、質問として2点ほどの質問があったかと思えます。地産地消を進めるために、販売所の増築の考えはあるのかということと、直接ですね、農家と消費者を結ぶような受注の生産の、そういう仕組みをとる、進めていく考えがあるのかというご質問の2点かと思えます。

まず1点目なんですが、販売所の増築のことでございますけれども、これにつきましては、これまで議会等の全員協議会でも説明しておりますように、地区計画内に地域交流館というものを建築する予定で今進めております。そういうことで販売所につきましては、その中に併設をするということで考えております。

ちなみに現在ですね、村内には2カ所の直売所がございます。一つが、JA茨城かすみの「まごころ市」、水曜日と日曜日営業しております。売り場面積が約25平方メートル、それからもう一つが、光と風の丘公園の入り口にあります村内の農業者有志で経営しております美浦村農産物直売所、これは火曜日、木曜日、土曜日の3日間の営業で、売り場面積が約50平方メートルということでございます。

最初に申し上げましたように、村が今度計画しております地域交流館の中の物産館につきましては、物産館の総面積が約340平方メートル、それと売り場面積については、約200平米というようなことで予定をしております。さきに申し上げました既存の2カ所の直売所があるわけですけれども、2カ所の直売所を今運営しております農家の皆様にもこの直売所には入っていただくようなことで、既に賛同もいただいております。

売り上げにつきましては、現在の2カ所の売り上げ、平成25年度の実績で申し上げますと、1,900万円ほどの2カ所で今売り上げがでございます。物産館建築後はですね、平成31年の売り上げの目標を8,000万円ということで予定をしております。最終的には1億円以上の売り上げを目指すということで、今運営、そして計画づくりを進めているということでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

〔「答弁漏れあり」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 漏れていた。

増尾経済建設部長。

○経済建設部長（増尾嘉一君） 大変失礼しました。自分で申し上げて、2点ほど質問がありますということで答弁を始めて、一つ目で終わってしまいました。失礼しました。

米の受注生産のほうに関する2点目の質問でございます。

米の受注生産につきましては、生協等の消費者グループあるいは外食産業等、ある程度大口の消費が見込めるということであれば、農家あるいは農協にもメリットがあり、取り組もうとする農家はあると思います。

消費者と農家が直接結んだような販売の取り組みをしている農家でございますけれども、一例を挙げますと、安中地区根火の米農家さんで、栽培管理の方法を工夫しまして、安心・安全なおいしい安中米、「野口勘右衛門のお米」というようなことで、ホームページあるいは新聞の折り込み等でPRしながら消費者への直接販売に取り組んでいるという農家がございます。消費者個別の取り引きとなりますと、さばける量の問題、保管の問題、送料等で販売価格が割高になってしまうという難しい問題もありますが、農家の皆様の意向等を聞きながら、受注生産、そうした取り組みができるのか、検討してまいりたいと考えます。

また、竹部議員ご指摘のように、美浦村のおいしいお米を買いたいという方は、どこで買えばいいんだというようなこともあろうかと思えます。そういうことで、美浦村の地元のお米を食べていただくと、手軽にふだんから消費をしていただくというようなことで、スーパーでの取り扱い、それから直売所等販売店でのそういう販売をしていますよというようなPR、それと売り方にもちょっと工夫しまして、いきなり5キロ10キロという大きな袋ではなかなか手にとってもらえないというようなこともあると思えます。先ほどふるさと応援寄附金の中で、返礼品の中に2キロぐらいの少しの米を入れて試食をしていただくようなこともどうであろうかというようなご提案もありました。

そういうことも含めまして、小さい袋になると実際のところ販売する側では手間がかかってしまうということも実際問題としてあるわけなんですけれども、PRのためにそういうことができるのかどうかということも、農協のほうとちょっとお話をしまして、可能であればそういうことにも取り組んでいきたいなということで考えております。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） ありがとうございます。販売箇所が村内に現在2カ所というのはいいことですし、営業日に制限があるというのが残念ですが、平成31年度に地域交流館をオープンし、物産館も建設し、農水産物・物産加工施設を併設するということなので、

これから、本村外の消費者の期待に応えるような物産館になり、地域活性になるように期待します。また、その売り上げを最終的には1億円に伸ばすということなので、頑張ってください。よろしくお願いいたします。

また、美浦村のお米を生産者から購入し、消費者のニーズに高い安心・安全な米を提供するために、これから村民と生産者とのつながりを多く持てるようにしていくべきだと考えます。難しいということで大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。

また、県外や村民から、ブランド米の購入を希望する問い合わせなどが役場にあれば、そのような事業をする生産者の登録を事前に受け付けておいて、米購入希望者に紹介していただくことを要望し、次の質問にかえさせていただきます。

美浦村では今、自転車通学をしなければならない学区が二つあります。大谷小学校と、もう一つは美浦中学校です。雨の日も風の日も、初夏の暑い日も、子どもたちは勉強にいそむために頑張って通学しています。そこで今回、美浦村の現状として聞きたいのは、平成27年6月1日から自転車運転の交通法の改正が施行されたことで、子どもたちに、自転車運転をする上でしてはいけないことを美浦村の四つの学校では講習をしているのでしょうか。

また、交通の危険を生じさせる違反を繰り返す自転車の運転手には、自転車運転講習が義務づけられました。この講習は、14歳以上の子どもから対象になります。今回の法改正後、自転車運転で3年以内に2回以上検挙された場合、または事故を起こした自転車の運転手には、講習を義務づけ、未受験者には罰金刑が適用されることになりました。

今回の法改正で、いち早く自転車を利用する子どもたちに、正しい自転車の運転に取り組んでいる都市があります。それは北九州市で、子どもたちに自転車運転の講習会を開き、その後に筆記試験を行い、合格すれば、自転車運転免許証なるものを発行するという企画で、自転車を運転する子どもたちにとっても好評を得ているとのこと。このようなことから、美浦村では子どもたちに交通安全の指導をしているのか。

また、自転車運転の交通規則の改正が行われた6月1日以降、自転車通学をしている生徒に、改正後の自転車運転の交通ルールの講習はしているのかお伺いたします。

○議長（沼崎光芳君） 石橋教育次長。

○教育次長（石橋喜和君） それでは、竹部議員のご質問の、生徒に対しての交通安全指導はしているのか、また、自転車通学の生徒に改正された自転車運転の交通ルールの講習はしているのかについてお答えを申し上げます。

まず、児童生徒の交通安全指導につきましては、各学校がそれぞれに実施をしているところでございます。そして、各学校の取り組みについて、ただいまから申し上げたいと思います。

まず、木原小学校では、交通安全協会や交通安全母の会と連携をして、交通安全教室の実施、さらに、学期終了ごとに全体指導、学級ごとの指導、下校時の指導を行い、各家庭

には交通安全に関する注意事項等を文書にて配布を行っておるところでございます。

安中小学校では、4月に稲敷警察署交通安全協会等を講師に交通安全教室を開催し、講和と実技指導に取り組んでおります。また、日常的に学級ごとの指導、下校時の指導、職員・保護者による毎朝の立哨指導、学期終了時の全体指導を実施しております。

大谷小学校では、地区別の集会、学級活動、全体集会での指導を行っております。

美浦中学校では、1年生には自転車の乗り方の実技指導を実施しております。そのほか月1回の通学路の危険箇所での職員の交通安全指導、11月の交通安全月間期間については、職員・保護者共同で交通安全指導を実施しております。また、保健の事業や学級活動の中でも指導し、「安全便り」を発行し、指導をしているところでございます。

続いて、自転車通学の生徒への改正された自転車運転交通ルールの講習の実施でございます。大谷小学校では、土屋地区の3年生以上の児童が自転車通学をしておりますが、対象児童を集めて、改正の交通ルールの説明をしております。

美浦中学校においては、全生徒を対象に6月10日に、県のリーフレットをもとに学年集会で説明をしており、また、生徒指導通信により保護者の方々に啓発をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） ありがとうございます。各学校で交通安全に対しての積極的な指導をしているということで、大変積極的な姿勢に感銘を受けました。

また、交通ルールの件ですが、稲敷警察署では6月15日に各学校の先生をお呼びして指導し、それを学校で生徒たちに報告したと思います。稲敷警察署の交通課によると6月1日以降の法改正後、学校に出向いての講習はまだしていないということなので、もし機会があれば早急に警察の交通課を呼んで、警察官からの講習をしていただきたいことを切に希望いたします。

次の質問に移ります。

美浦村内で危険な運転をしている生徒の報告はあるでしょうか。また、あれば、どのような指導をしているのか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 石橋教育次長。

○教育次長（石橋喜和君） それでは、お答えいたします。中学校においては、過去に数件村民の方々からご連絡がありました。その都度、個別に指導をし、交通安全、交通事故防止の意識高揚を図っているところでございます。

また、本年度におきましては、学校には自転車の危険な運転をしているというような報告はされていないというようなところでございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） 過去には危険な運転をしている生徒がいたということで、今は危

険な運転をしていないということなので、とてもよいことだと思います。

ただ、自転車通学で帰宅途中の生徒で危険な場所で歩道を走行するということは、法改正のあれで認められてはいませんが、歩道を走行するということは。ただ、危険な場所での走行は、警察もそれは認めると言っておりました。

また、右側通行、並走、2台がつながって走る走行とか、ヘルメットをかぶらない、一時停止をしないという中学生がときたま見られますので、自転車運転のマナーを守った運転をすることで、下級生、小学校の見本となるよう指導することを切に希望し、次の質問に移ります。

自転車通学などで過去に事故の報告はあるでしょうか。また、事故を未然に防ぐ対策として、通学に使用している自転車の点検は保護者に任せているのか、それとも各学校で定期的に点検をして、危険な状態の箇所を発見した場合は、修理の指導をして、修理報告書の提出があるまではその自転車の使用を禁止するというようなことをしているのか伺います。

○議長（沼崎光芳君） 石橋教育次長。

○教育次長（石橋喜和君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

まず、自転車通学での事故でございますが、大谷小学校では本年度1件、バイクとの接触事故が発生しましたが、幸いに軽傷で済んでいると報告がございました。

美浦中学校では、26年度2件、25年度2件の事故が発生しており、本年度も3件発生してございます。3件のうち、2件につきましては車との接触でございましたが、軽傷で済み、大事に至らなかったものでございます。もう1件は、生徒自身が運転操作を誤り、自分の自転車のスポークに足を挟んでしまったというものでございます。

次に、自転車の整備状況についてお答え申し上げます。大谷小学校では、自転車通学の児童に対して地区別登校班集会において、ブレーキ等の点検、ランドセルを入れるかごの確認点検指導を行っております。また、学年便りを通して自転車の点検整備について保護者の方々に周知もしているところでございます。

美浦中学校においては、学期初めに学年ごとの職員による点検、修理箇所の指導を実施しております。また、生徒会安全委員会では、定期的な自転車点検の必要性の呼びかけなどをしております。

今後も交通ルールを守り、安全な走行、歩行者への配慮など、自己管理能力を高めていくことができるよう、児童生徒への指導を徹底を図り、事故防止対策に、教育委員会、教職員そして保護者、警察、交通安全協会、交通安全母の会等のご協力を得ながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 竹部澄雄君。

○2番（竹部澄雄君） ありがとうございます。自転車の要するに修理箇所の発見は、事

故を未然に防ぐために必要不可欠な取り組みですので、よろしくをお願いします。

また、修理箇所の報告を父兄に提出し、修理を実施した書類を提出させるなどして、各学校の先生方が確認し、修理していない自転車の通学証は提出させるようなことも、事故を未然に防ぐことではないのかと思います。

また、PTA会合でも教育委員会、また、学校、保護者、議会厚生文教常任委員会の4者で交通ルールに関する話し合いをすることは有意義だと思いますので、今後実施していただけたらと思います。また、今まで大きな事故がなかった、今回、大谷で1件、26年に中学で2件、27年度に3件も事故があったということなので、大きな事故でなかったからと安心してはいけないと思います。

美浦村の未来を担う子どもたちのためにも真剣に取り組むことを要望し、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、竹部澄雄君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中でありますが、暫時休憩をいたします。

再開を午後2時とします。

午後1時45分休憩

午後2時00分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、松村広志君の一問一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

○1番（松村広志君） 1番議員の松村です。通告書に従って質問させていただきます。

初めに、こちらの記事をごらんください。

多くの方が、新聞や各種メディアの報道によりご存じのことと思いますが、先月11月22日に起きた大変痛ましく悲しい事件であります。生活苦と介護疲れに追い込まれた47歳の娘が、認知症の母親と病気で手術を目前に控えた父親を乗せたまま、車ごと利根川にダイブ、一家心中を図った事件です。何とも痛ましく悲しい出来事であります。

しかしながら、このような介護を原因とした痛ましい事件は、連日テレビなどで報道されているとおり、後を絶ちません。間もなく超高齢化社会、認知症超大国の社会を迎える我が国において、今や誰が認知症になってもおかしくない時代に来ております。

皆様にぜひ想像していただきたい。もし、この記事の当事者が自分の知り合いや身内であったなら。さらには自分の家族もしくは自分自身であったなら。この事件が我々に伝えてくるものは何でありましょうか。では、質疑に入らせていただきます。

厚生労働省の推計によれば、今から10年後2025年（平成37年）には、認知症の人の数は約700万人となり、65歳以上の高齢者に対するその割合は、現在の7人に1人から5人に1人に達するとみられております。政府は来るべき超高齢化認知症対策として、既に2012

年（平成24年）に、オレンジプラン認知症施策推進5カ年計画を策定しており、さらに本年、準則改定された新オレンジプラン認知症施策推進総合戦略を発表しております。新プランは従来のものと比べ、その力点が認知症の方やその家族、介護者の視点に立って施策されていることと思われるが、当該プランを受けての本村の取り組み状況をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 松葉保健福祉部長。

○保健福祉部長（松葉博昭君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、このプランにつきましては、厚生労働省が2013年のオレンジプランをさらに明確化し、2015年1月に国が関係各省庁連携の上、2018年を実施に向けた取り組みとしているため、自治体におきましては、これまで進めてきた対策をさらに発展させ、推進していくものとなっていることから、本村の取り組み状況等については、現在、認知症予防につながるような現状と計画等についてご説明を差し上げたいと思います。

近年におきましては、高齢化の進展に伴い認知症患者数が急速に増加すると見込まれる中、2012年では約462万人で、65歳以上の高齢者の約7人に1人と推計されておりますが、このまま推移しますと、2025年には約700万人に達し、5人に1人になる見込みとされております。今や認知症は誰もがかかる可能性のある身近な病気となっております。

そこで2025年を見据え、厚生労働省では認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域の中で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、新たに新オレンジプランを各関係省庁と共同で作成いたしました。この新オレンジプランでは、七つの柱を挙げ、推進していくこととしております。

この七つの柱としましては、一つ、普及啓発。二つ目に医療介護、三つ目に若年性認知症、四つ目に、介護者支援、五つ目に認知症などの高齢者にやさしい地域づくり、六つ目に研究開発、七つ目に認知症の人や家族の視点の重視の7目標を基本に、今後介護保険が3年を一つの事業計画期間として運営されていることを踏まえ、その動向と緊密に連携しながら進めていく観点から、平成29年度末を当面の目標設定年としていることとなっております。

本村におきましては、地域包括支援センターを拠点としまして、相談窓口体制の実施と医療機関等への連携、広報紙掲載や健康講習会等を行うことで情報提供を行い、理解を深めていただくための啓発を図っているところでございます。

また、支える基盤づくりとして認知症の人や家族の方々の視点に立った地域見守り支援をする応援者として、認知症サポーター養成講座を行い、意識拡大に努めているところでございます。

また、認知症と判断された方に対し、介護保険制度との連携により、その容態の変化に応じて支援を軸に、生活の場を提供し、必要に応じて医療へとつないでいるところでございます。

認知症予防のための介護予防教室の開催や、社協と連携、協力を行い、日常生活における金銭管理や書類等保管などの支援を含め、家族の負担軽減や情報の提供を目的に家族教室も実施しているところでございます。

しかしながら、日ごろから危機感を感じながらも、認知症の方や家族に対し、認知症という病気にどう向き合っていたらいいか、早期発見・早期対応の難しさや本人を含めた家族や地域の気づきや理解が不十分であり、体制の構築が早急に急がれるところであります。

今後、平成30年度当初には、全自治体が取り組むべき施策を示し、実施できるよう、国において進める施策として、地域でかかりつけ医の認知症診断等に関する相談役を担う医師に対し、認知症サポート医師の養成を実施し、認知症診断力の向上を図り、早期診断・早期治療を推進することとし、自治体においては交流の場の提供、見守りネットワークの構築などの設置、相談業務の向上、さらにソフト事業以外にも、消費者被害対策や道路環境等の整備も含め、地域の中でできる限り地域の人や施設などの資源を利用し、住民と行政が一体となって予防対策や見守り体制を実施していくものとしております。

本村の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の中の包括的支援事業としても、この新オレンジプランに示している施策を位置づけ、地域支援事業として総合的に進めていけるよう努力を重ねているところでございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございます。当該プランは七つの柱を軸に策定しておりますが、その理念は、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すとしております。これは本年3月に、本村福祉介護課で策定された「美浦村高齢者福祉計画」及び「第6期介護保険事業計画における事業概要と現状」と意を同じくするものと思います。

そこで、七つの柱の一つ、認知症への理解を深めるための普及啓発についてお伺いいたします。本村でも既に取り組みされてきている認知症サポーターについて、現在の登録数並びに今後の増加への取り組み、また、サポーター養成講座を修了された方々のさらなるスキルアップや活躍の場への取り組みはどうされるのか。

また、各学校教育における認知症の方を初めとした高齢者への理解のための取り組みや、検討状況をお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 松葉保健福祉部長。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいま2点、ご質問をいただきました。

まずその1点目の認知症サポーターのさらなる養成と活動の支援ということについてでございますが、最初に基本的な目的として、認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守り、支援する応援者として位置づけております。サポーターになったからといって、何をしなければならないということではなく、できる

範囲で声をかけるとかで、その人の心の支えになることが大切だと思っております。

サポーター養成については、毎年実施しているところでありまして、老人クラブの方々、ボランティアの方々、民生委員の方々等に対しまして、これまで269名の方々が受講されまして、活動に生かしていただけるようご協力をお願いしているところでございます。

今後、地域ケアシステムの運用充実とともに、公的サービスを地域住民ニーズに応じて関係者が連携協力して提供していく医療・介護等、多職種が協働するシステムの構築が進んでいくものと考えております。

その活動においては、地域住民のニーズの把握に、まさにきめ細かい作業となり、担い手の中心となる地域包括支援センターや行政を含めた関係機関だけではフォローし切れないことも想定されます。そこで認知症で困っている人や、家族のちょっとした情報をサポーターの方々にもフォローをしていただき、必要に応じて関係機関との連携調整役をすることにより、円滑なシステム運営と支援のパイプ役とした活動を考慮しながら、発展的に協働推進していくようなことも考えて、努力を重ねていきたいと思っております。

続いて、2点目のご質問でございますけれども、教育面から各学校での取り組みについてお答えいたします。

木原小学校においては、5年生の総合的な学習の時間で、福祉教育を行っております。具体的には、インスタントシニア体験や車椅子体験、乗り合いバスへの乗車時の介護体験活動を行っております。

次に、安中小学校では、今年度は実施しておりませんが、昨年度までは3年生4年生が福祉をテーマにした学習の一環として、村デイサービスセンターを訪問し、利用者との交流を通して認知症の人を含む高齢者への理解を深める取り組みを実施してまいりました。

大谷小学校の取り組みについてでございますけれども、6年生が総合的な学習の時間で、また1、2年生では道徳の時間を使いまして、高齢者に対する理解を深める学習をしているところであります。なお、中学校は特に学習としては行っていないということでございます。

この新オレンジプランの中では、小中学校・大学等を含め、学校教育等で高齢者への理解を深める学習を推進するとしていることから、今後は具体的な方策と例について示されると思いますが、正しい知識や理解を小さいうちから普及させることを考えますと、小中学校での認知症サポーター養成講座やボランティア養成など、応援者としての意識を広める活動によりすそ野を広げていくことも、計画の中で考慮していくことも折り込めるよう、進めていけるよう努力してまいりたいと思っております。

以上、学校教育の中での取り組みでございます

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ありがとうございます。続けて質問いたします。

認知症の方の介護者への支援について伺います。

数年前、私も認知症の母と病気の父を自宅で介護いたしました。拙い経験から申し上げるならば、介護のつらさの一つは、その苦労がなかなか周囲には理解してもらえないことではないでしょうか。介護する側の努力と裏腹な結果や閉鎖的な環境ゆえの情報不足、いつ終わるともわからない将来への不安、常につきまとう心身疲労とストレスなど。

さきの報道記事において、もし47歳の娘さんがもっと気軽にその胸の内を、心の苦しみやつらさを吐露できたならば、もし、もっと周りに苦しい生活環境を表現できたのならば、と悔やまれてなりません。

近年、海外から始まった取り組みの一つに、認知症カフェがあります。これは認知症の方や家族、友人も含め、かかわる人々がより自分らしく社会とかかわりを持つためにつくられたもので、情報交流の場として、さらには心安らぐ憩いの場所として運営されるカフェのことです。これは、さきのサポーターの取り組みと同様に、認知症の方や介護者にとって大きな支えになると思いますが、いかがでしょうか。

また、認知症は英語で「ディメンティア (dementia)」とありますが、別名「エブリーワンズビジネス(誰もがかかわること)」とも言われているそうです。ご家族を初めかかわる方々に向けた認知症介護教室の検討はいかがでしょうか。あわせてご答弁のほどよろしくお願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 松葉保健福祉部長。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいま、2点のご質問をいただきました。まず1点目の、認知症サポーター養成……。

〔「認知症カフェ」と呼ぶ者あり〕

○保健福祉部長（松葉博昭君） 間違いました。失礼しました。

ただいま2点いただきましたけれども、まず1点目のご質問でございますけれども、2015年に示された新オレンジプランの地域づくりやその役割などの地盤固めとして、認知症の方や家族が住みなれた地域で自分らしく暮らしていける環境づくりを目指していく内容となっております。

議員おっしゃるプランの中の認知症カフェとは、認知症の方や家族を支える心のよりどころとして、地域の人が直接認知症の方や家族とお互いに交流できる場所としての役割形成をこのプランの中に自治体が発信していくものとして位置づけております。

近年では全国的にそれぞれに個性的なネーミングを使って、「認知症カフェ」として交流の場を提供しているようでございます。近隣におきましては、つくば市や阿見町でも地元ボランティアやNPO団体により開設されているようでございます。

認知症におきましては、先ほどご説明したとおり今後目まぐるしいスピードでふえていくと推測される中、地域社会の中でのストレス環境の変化などで、高齢者のみならず、若年者でも起こり得る可能性を秘め、増加していく予想としております。

しかしながら、行政だけでは支援を推進することも限界があると思います。地域や企業のご理解と協力、そしてご提案などもいただきながら環境づくりを進める必要があると思っております。

地域の中で気兼ねなく情報交換ができる居場所づくりとしての認知症カフェの形態は、一手段として意義があると考えております。仮にでございますけれども、この交流居場所づくりを進める上で、一つの考え方として現在進めております地域交流館建設事業に伴いまして特定の利用するのではなく、ごくふだん的に他の団体同様、気兼ねない居場所スペースとして利用できないか。また、NPOやその他ボランティア等の民間の力を地域資源の一つに優先的に活用できないか検証を重ねていきたいと考えております。

これからも場所の確保の問題、実施する上での人材の確保、公共機関等の充実等、課題はありますが、将来を見据えて、多くの方々のご理解とご協力、ご支援をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2点目のご質問で、家族向けの認知症介護教室の検討でございますが、現在、社会福祉協議会との協力で、認知症も含めた介護全般の情報提供や介護の負担軽減を目的に、家族介護教室を実際に介護されている方や、介護に関心のある方を対象に行っているところでございます。

認知症に関する考え方や思いが個々に違い、情報不足も否めないところでございますけれども、今後はさらに、村内のある地域密着型認知症対応のグループホームの協力を得て、その入所者と家族はもちろんのこと、地域の方々、そして在宅で介護をしている方々を巻き込み、交流の場としていけるよう検討を重ねていきたいなと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） 前向きなご答弁、ありがとうございました。

最後の質問ですが、初期認知症支援チームについて伺います。

これは当該プラン、さきの認知症の方の介護者への支援の一つとして取り組まれるもので、専門員や介護福祉士、保健師、介護士等からなる早期診断により適切な治療や介護を受けやすくする専門チームです。しかしながら、同チームを今年度中に設置予定としたのは、全国で306市区町村、率にして17.6%にとどまっているとのこと。

人材不足を初め、さまざまな課題や弊害があるとも思われますが、当該チームの設置はこれからの事態への有効な対応策と思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 松葉保健福祉部長。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問ですけれども、この初期認知症支援チームの設置については、プランの中の認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供の柱の中で、早期診断、早期対応の整備として位置づけており、医療介護の専門職が家族の相談等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、必要に応

じた医療や介護の導入、調整や家族の支援などの初期の支援を、包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームとしております。

主な提供内容としては、認知症かどうかの評価、適切な医療機関の受診を促し、継続的な医療支援につなげる、適切な介護サービスの案内、生活環境の改善やアドバイス、情報の提供、介護者の負担軽減や健康保持サポートなどが挙げられると思います。

チームの設置に関しまして、現段階では、身近なところで相談できる相談窓口を設け、国が主催している専門研修を受講した認知症地域支援推進員を配置し、相談を通して認知症専門医師や看護師・介護士等の専門職が中心となり活動していくこととなっております。

参考までにこの初期認知症支援チームは、現在モデル事業として横浜市などの特定の自治体に設置されているようでございます。国は最終的に2018年度までには、全国の自治体に設置する計画としているようでございます。

しかしながら、この認知症初期集中支援チームは、医療や介護の専門家によるチームで、小さな自治体などでは認知症専門医等がないこともあるため、その人材確保が困難な状況となっております。今後取り組んでいくところにおいては、単独自治体だけでは設置できないところもありますので、広域的な組織としての検討も考慮に入れ、国の動向も見きわめながら方向を思案し、構築に向けた取り組みを進めていければと考えております。

この認知症は地域社会全体がお互いに理解し合う意識を持ち、応援者である必要があると思います。今後多くの方のご理解やご支援をお願いし、以上、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（沼崎光芳君） 松村広志君。

○1番（松村広志君） ご答弁ありがとうございました。他市町との連携を強めながら、一日も早い設置に向け粘り強い対応をお願いいたします。

冒頭にご紹介した痛ましい事件が我々に伝えるものは、一体何であったでしょうか。一隅を照らすものは、国の宝である。これは伝教大師最澄の言葉です。趣意は申し上げるまでもありません。どうか執行部の皆様方にはこの意をくんでいただきたくよろしく願いいたします。

最後に、当該プランの結びの一文をご紹介します。

認知症高齢者等にやさしい地域は、決して認知症の人だけにやさしい地域ではない。困っている人がいれば、その人の尊厳を尊重しつつ、手助けをするというコミュニティのつながりこそがその基盤となるべきであり、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを通して地域を再生するという視点も重要である。

以上で、私からの質疑を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

次に、岡沢 清君の一問一答方式での一般質問を許します。

岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 6番岡沢です。

各種基金の積み立てと運用について質問します。質問の対象となる基金の種類は、財政調整基金、減債基金、ふるさと基金、地域福祉基金、地域振興基金、公共公益施設整備基金、陸平基金、安中地区総合開発関連公共施設整備基金、学校施設建設基金、通学交通基金、ふるさと応援基金、復興まちづくり基金、公共施設の屋根貸し等による太陽光発電事業基金の13の基金です。国保会計や介護保険会計における基金積立金あるいは支払準備基金については、先に述べたものと性格が異なりますので除いています。

なお、今回財政に関する質問を行うきっかけとなったのは、あくまで素人考えですが、平成27年度当初予算に示された財政調整基金、減債基金の取り崩し額と地方債残高の予想といったものから、このままでは一層財政の硬直化が進むのではないかと考えたからです。今回の質問で、私自身の正しい認識を持ちたいと思うものです。

一つ目の質問は、過去8年間の積み立て実績についてです。最初に先ほど述べた各種基金の中で、積立金の原資が特定されるものと任意によるものの区別を教えてください。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） それでは、ただいまの岡沢議員の最初の質問についてご答弁をさせていただきます。

資料をごらんいただきたいと思うんですけれども、過去8年間の積み立て実績につきまして、別添資料の一番上の表からですね、各年度末の基金の残高、そして繰出額、繰入額、前年度からの増減額というような順番に掲示しております。それでは、最初の質問ですが、各種基金の中で積立金の原資が、まず任意によるものから挙げていきたいと思えます。

財政調整基金、減債基金、ふるさと基金、地域振興基金、地域福祉基金、学校施設建設基金、以上の六つの基金でございます。

続いて、原資が特定されるものにつきましては、公共公益施設整備基金、陸平基金、安中地区総合開発関連公共施設整備基金、通学交通基金、ふるさと応援基金、復興まちづくり基金、公共施設の屋根貸し等による太陽光発電事業基金、以上の七つの基金でございます。

原資が特定される基金の財源といたしましては、公共公益施設整備基金は、村で開発行為を行う際の事業主負担金、寄附金等になってございます。

陸平基金は、陸平貝塚保存協力基金として納付されるゴルフ場からの協力金でございます。

安中地区総合開発関連公共施設整備基金は、安中地区総合開発関連企業から公共施設整備のために美浦村に納付されたものでございます。

通学交通基金は、旧竜ヶ崎スクールバス運行資金の残金等の寄附を受けたものでございます。

次に、ふるさと応援寄附金は、ふるさと応援寄附金として美浦村を応援する個人、また

は団体からの寄附金でございます。

復興まちづくり基金につきましては、茨城県から交付を受けた市町村復興まちづくり支援事業費交付金ですが、基金の事業としては今年度が最終年度となっております。

公共施設の屋根貸し等による太陽光発電事業基金は、事業者が事業開始時に美浦村にですね、納付いたしました撤去費用の補償金でございます。

以上が最初の答弁となります。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、これまでの積み立て実績が、どのような計画あるいは方向性に基づくものか教えてください。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの岡沢議員のこれまでの積み立て実績が、どのような計画あるいは方向性に基づくものなのかというご質問でございますが、主なものについてご説明を申し上げます。

過去8年間の積み立て実績につきまして、財政調整基金につきましては、普通交付税の標準的な一般財源を示す指標となる標準財政規模40億円の15%に当たります6億円を目安といたしまして、歳入歳出の余剰金の積み立てを行っており、平成18年度に6億円を超えましたが、平成20年度に財政不足によりまして取り崩しを行い、その後の平成21年度から、また積み立てを行い、平成23年度末には8億9,200万円となりました。

積み立ての実績といたしましては、平成21年度に3,600万円、平成22年度に2億400万円、平成23年度に1億3,500万円の積み立てを行っております。なお、平成24年度以降、財源不足による取り崩しを行ったことによりまして、現在は約6億2,300万円となっております。

また、減債基金につきましては、特別に目標額の設定は行っておりませんが、平成19年度に200万円、平成22年度は、普通交付税の増ということにより2億円の積み立てを行っております。

陸平基金につきましては、村内にある二つのゴルフ場の利用者から、1人当たり50円の寄附金と、ゴルフ場から50円の寄附金を合わせたものを積み立てておりまして、年間約1,000万円の積み立てを行っております。

なお、平成19年度につきましては、陸平調査会清算金による積み立てを行っております。

また、通学交通基金につきましては、平成20年度に基金を設置いたしまして、約1,800万円の積み立てを行っております。この基金は、昭和59年度的美浦村から龍ヶ崎市への路線バスの廃止に伴い、龍ヶ崎市方面に通学する保護者の方々が中心となり、昭和60年度から独自にバスの運行を始めましたが、このバスの廃止に伴い、運行資金の残金を基金に積み立てを行っております。

美浦村ふるさと応援基金につきましては、応援寄附金制度の開始に伴い、本村に対する

寄附金の積み立てを行っております。平成21年度は約14万円の積み立てを行い、その後は30万円から50万円程度の積み立てを行っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 二つ目の質問ですが、平成28年度以降3年間の積み立て計画についてです。まず、財政調整基金、減債基金については、どれくらいの基金残高を維持できるのかお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまのご質問でございます。本村の財政状況につきましては、議会全員協議会の財政改革計画の案の報告の中でご説明を申し上げましたとおり、平成28年度から平成32年度までの収支の見込みといたしまして、総額5億5,000万円程度不足する見込みとなっております。この不足額に対処するために、財政調整基金は今後3年間で毎年1億円の取り崩しを見込んでいますので、現在の残高約6億2,300万円から本年度の最終的な取り崩しを考慮いたしますと、平成30年度末では3億円程度となる見込みでございます。

減債基金につきましても、この不足額に対処するために、村債の元利償還金分の財源といたしまして7,000万円の取り崩しを見込んでおりますので、現在の残高約2億6,900万円から、本年度の最終的な取り崩し分を考慮いたしますと、平成30年度末では4,000円万円程度となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、各種特定目的基金の残高について、おおむね平成26年度末残高を維持して行ける方向であるのかお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） その他の特定目的基金につきましては、公共公益施設整備基金、ふるさと基金、安中地区総合開発関連公共施設整備基金につきましては、それぞれ基金の目的事業に活用予定で減少する見込みとなっております。

次に、地域福祉基金につきましては、基金の利子分のみを活用していく予定となっておりますので、現状維持となる見込みであると考えております。

次に、陸平基金につきましては、ゴルフ場利用者及びゴルフ場からの寄附金の毎年積み立てを行い、毎年の陸平貝塚の保存活用・施設等の運営管理費の財源として活用していく予定となっておりますが、毎年の寄附金と同額程度活用する見込みとなっておりますので、この基金も現状維持となる見込みとなっております。

また、ふるさと応援寄附金につきましては、1月から12月までの寄附金を翌年度に、寄附の目的に合わせた事業の財源として活用していく予定となっております。そういうこと

で、年度末では、当該年の寄附金が残高となってまいります。ふるさと応援寄附金につきましては増額を見込んでおりますので、基金残高につきましても増額となる見込みで考えております。

その他の基金につきましては、活用予定はございませんので、利子の積み立て分が増加していく見込みとなっております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 三つ目の質問は、今後の基金の運用計画についてです。当面、多額の基金取り崩しを必要とする事業計画があるのでしょうか。平成28年度以降3年間の予想でお答えください。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの質問でございますが、今後の運用計画で多額の基金取り崩しを必要とする事業につきまして、公共施設の施設改善工事の財源といたしまして、公益施設整備基金4,000万円の取り崩しを予定しております。

財源不足に対処するものとして、平成29年度の公共施設の施設改善工事の財源といたしまして3,000万円、平成30年度の公共施設の施設改善工事の財源として、1,000万円の取り崩しを予定しております。

次に、陸平基金につきましては、毎年の陸平貝塚の保存、活用、施設等の運営管理費の財源といたしまして、毎年約900万円の取り崩しを見込んでおります。

次に、ふるさと基金につきましては、創生費の財源といたしまして、毎年約400万円の取り崩しを見込んでおります。その他時期は未定でございますが、今後の基金の活用計画といたしまして、学校建設基金につきましては、学校給食センターの建設の予定がありますので、そのときの財源として活用を考えております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 次に、当面必要とされない基金、取り崩しがないと予想される基金については、一般会計に統合し、有効活用することでより財政の健全化を図るといった方策がとれないものかお聞きします。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの岡沢議員のご質問でございます。

今後、行政運営を行っていく上で当面必要とされない基金につきましても、取り崩しが今のところないとされる基金についてもですね、財源が底を突いた場合には、基金を取り崩し、有効に利活用を図ることになろうかと考えております。

しかし、今般策定いたしました財政改革を計画的に実行することによりまして、健全な財政基盤を確保、構築していく必要があるかと考えております。そのためには、財政改革計画を全庁挙げて確実に実行していくことが肝要だと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 最後に村長にお聞きします。

これまでお聞きした経過から、特に財政調整基金と減債基金で、これはあくまでも私個人の考えですが、あと5年もすれば枯渇するのではないかという危惧を抱いています。先般、全員協議会で報告された一般会計全般の財政検証の内容から見ても、来年度以降有効な手段をもって財政改革に取り組むべきと考えるものです。

村長として、今後どのような財政運営を行っていくのかお聞かせください。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） それではですね、この前も3年ぐらいのところで、財政の計画の部分については議会にもお示したかと思えます。

確かにこれからですね、美浦村の中の財政においても、なかなか先は本当に見通しが難しいと。まして、今度一部事務組合の江戸崎地方衛生土木組合の施設の更新、これが20年間の運営費まで見込んで、三つの提案があった中で、200億円、180億円、160億円と。その中で稲敷市も交えて決定した額が160億円という部分でもう進めていこうという話ができましたが、これが平成32年ぐらいになりますとですね、それぞれ美浦村の中でも負担がふえてくるという計画があります。

これは、美浦村だけじゃなくて稲敷市においてもかなりの割合で、全体的な部分でやると美浦村が約30%ぐらい、稲敷市が70%ぐらいをいろいろな部分で必要になってくる。それを考えますとですね、美浦村の今の財政基金がですね、本当にこの何年かの事業の中で選択と集中をより鮮明にしてやっていかないと、本当に基金の枯渇という部分になってくるやもしれませんので、ぜひその辺のところはこれからも議会の皆さんと毎年新年度の予算に組み入れられる部分も含めて、事業の精査を図りながら、全ての事業が遂行できるという部分だけではなく、先ほども言いましたように、精査をした中で選択と集中をしていくということをしていかないと、今まで5、6年前まではですね、不交付団体とかいうような話もありましたけれども、ご存じのように今、数字は0.8ぐらいまで落ちてきているということもございます。

いろいろな国の引き出しも、こちらでも調査をしながらうまく活用できる部分を見つけてですね、利用させていただくということも必要になってくるだろうというふうに思っております。これは、執行部だけで考えるのではなく、議会の皆さんとともにですね、いろいろな議会の皆さんの行政に対する要望もあるでしょうけれども、その辺も一緒になってこれからは考えていかなければならないんだらうというふうに思っております。

当面は、稲敷地方広域市町村圏事務組合は大きく編成されてきましたけれども、この稲敷市と美浦村でやっている一部事務組合の江戸崎地方衛生土木組合に関しては、本当に責任的な部分は免れない部分がたくさんあります。ですから、その辺も含めて美浦村からは2名の議員しか派遣されておりませんが、全体の議員の認識をもってこれも対応を

していかなければならないというふうに考えておりますので、その辺、稲敷市との調整も含めながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（沼崎光芳君） 岡沢 清君。

○6番（岡沢 清君） 以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了いたします。

ここで、会議の途中であります、暫時休憩をいたします。

再開を3時5分、再開といたします。

午後2時53分休憩

午後3時05分開議

○議長（沼崎光芳君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、林 昌子君の一问一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

○11番（林 昌子君） それでは、通告に従いまして2点の質問をさせていただきます。

まず初めに、携帯端末に配信する広報紙導入についてです。

第6次美浦村総合計画策定の背景の中で、村民主体のまちづくりの必要性が挙げられております。文面を紹介させていただきますと、村民主体のまちづくりには、従来の行政主導型から村民みずからが主体となって地域・自治体に参画することが必要である。そのためには、行政は村民のニーズを的確に把握し、施策に反映させる一方で、積極的な情報公開、政策形成における村民参画を推進しなければならない。また、村民もみずからの選択と責任に基づき、まちづくりに積極的に参加するとともに、地域社会の一員として地域再生に取り組むことが求められる、とありました。

では、どのようにして村民が主体的に地域再生に取り組む意識を高めるのか。

まず最低条件は、情報の共有ではないでしょうか。現在、区長や班長さんを通じて、各家庭に広報紙を配布しておりますけれども、紙ベースの広報紙を読まれているのは、ほとんど高齢者の方々が多く、仕事をされている現役世代の方々には余り読まれておらず、大切な情報が必要な方々に届いていないのが現状であります。いかに、現役世代の方に情報を発信して理解と協力をいただくかが重要であります。そこで、まず初めに、現在の広報紙配布状況をお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） それでは、林議員の質問にお答えを申し上げます。

広報の現在の配布状況ということでございますが、11月30日現在で5,795冊の広報を配布しております。内訳でございますが行政区や地域の組織を通して配布している数が5,056冊、役場窓口そして中央公民館、公園のクラブハウス、保健センターに配置している数が315冊となっております。

また、ゆうメール・ゆうパック等で郵送している数が213冊、金融機関・コンビニ等に配置している数が14カ所で205冊です。また、配置の際に金融機関に届けている数が6冊となっております。そういうことで5,795冊というような数となっております。

郵送の内訳といたしまして、全郵送数がですね、149件、うち、個人宛てが93件ございます。この一月にかかる郵送費は1万2,780円でございます、年間でいうと15万3,360円の郵送費がかかっているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） それでは、今細かくご説明いただきましたけれども、より多くの住民が見やすく理解できるための工夫点をお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） それでは、ただいまのご質問でございます。より住民が見やすく、理解できるための工夫点といったところでございますが、これは、担当の広報係2名が実践をしているといったところでございますけれども、作成上の工夫といたしまして、見出しはできるだけ大き目につくると。あと、小さい文字はなるべく使わないといったところ。そして、必要最小限の説明といたしまして、詰め込み過ぎにならないような工夫といったところをやってございます。

あとは、文字だけにならないように挿絵等を差し込んだり、原稿が長文の場合はですね、文書の意味合いや内容で区切りを入れると。それと、基本的にレイアウトは決まっているんですが、限られたスペースを有効に活用するために、レイアウトのほうにこだわり過ぎないように、区切り線とか枠を活用して内容が違うものであることを明確にすると、そういった工夫をいたしております。

次に、配布上の工夫といたしまして、金融機関・コンビニ等14カ所にですね、カタログケースを配置をいたしまして、行政区の未加入者であっても、身近で広報紙等を手に入れられるようにしております。また、役場窓口・金融機関・コンビニ等に配置した広報紙には、行政区加入を進めるチラシのほうを差し込んで、行政区への加入促進とともに、地区の組織を活用した配布数の増加を図っているといったようなことを行っております。

以上が、広報紙をより見やすくする工夫に対する答弁でございます。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 今、るるご説明いただきました。2名体制で実践をされていて、見やすく読みやすい工夫をされ、挿絵や長文の区切りとか細かいところにまで配慮されていることがうかがわれまして、担当者の方が、より多くの住民により多くの情報を一気に伝えたいというその情熱が伝わってくる広報紙であるなということを感じております。しかしながら、情報量が多いがゆえに、活字がどうしても多くて、なかなか読み切られていないのも現状ではないでしょうか。

今現在ですね、全国で官民共同事業による行政・市民・地域経済一体となった市民便利帳発行自治体がふえております。県内でも、ひたちなか市、守谷市、常総市、筑西市、また大洗町や城里町、阿見町、隣の稲敷市もホームページ上で、毎月発行の広報紙もトップ画面に出ている見やすいわけでありましてけれども、さらに電子版も便利帳もトップ画面に張りつけて、よりスムーズに住民周知のために見やすくしているのが現状でございます。

そこで、美浦村においてもくらしの便利帳の電子化は必要であると考えますが、その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまのご質問のですね、暮らしの便利帳につきましては、平成28年度に新たに発行を予定をしております。発行に当たってはですね、マイナンバー制度スタートによりまして、行政手続等が多様なタイミングで変わっていく中といったところで、なるべく齟齬の生じないように、掲載内容の見直しが不可欠な状況でございますので、どのような形がいいかといったところで、十分に検討してまいりたいと考えております。

ご質問にありました電子化という面からすれば、基本的にはホームページがですね、くらしの便利帳の役割を担っていかなければならないのかなといったところで考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいま、基本的にはホームページが暮らしの便利帳の役割を、ということでした。確かにそうなんですけれども、現在の美浦村のホームページトップは、いろいろタップをして、何度もいろいろなところを更新して初めて自分の見たい情報にたどり着くというところで、ちょっと手間がかかっているのが現状でございます。

そういったことで、暮らしの便利帳が1冊でいろいろな情報が住民に伝えられる一つのツールであるので、電子化を求めたいと思って、今、質問させていただきましたが、確かに28年度に発行ということで、再発行を楽しみにしているところではございますけれども、電子化は自宅で見ることと、あわせていつでも、どこでも見られる情報紙となります。ホームページと違い、検索しやすく見やすいものとなります。暮らしの便利帳で住民に周知する情報は、常に更新が必要であります。極力最新の情報伝達の充実をするために、電子化は必要ではないでしょうか。再度、電子版くらしの便利帳の検討を求めますが、いかがでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） 先ほど申しましたようにですね、マイナンバー制度、これが大きな鍵となってくると考えております。そのマイナンバー制度の導入という大きな行政改革のスタートに当たりまして、くらしの便利帳作成の意義というものは、大きな意義が

あるものと考えておりました、より見やすく、よりわかりやすい形を模索していきたいと考えておりますが、完成後の周知、また利便性の向上も図ってまいりたいと思いますので、その一環としてですね、どのような形で村ホームページに掲載できるか。掲載する方向で十分に検討を図ってきたいと考えております。以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 掲載する方向で十分に検討するとの答弁をいただきました。本当にどうかよろしく願いいたします。

美浦村のホームページ上に、さらに展開をさせていただきますと、フェイスブックやツイッターがございます。現在、防災・防犯メールのみで、美浦村の情報を得るツールとしての役割は現在、申しわけございませんが、果たしていないように思っております。

フェイスブックに、広報紙やイベント開催のお知らせ、また、開催の様子を載せるのは、美浦村のPRにつながると考えております。日にちが合えば、村外におり、美浦村に遊びに来て楽しみ、村内の特産物を購入していただければ、お互いの利益につながる有効なツールであると思います。そこで、フェイスブックやツイッターでの情報伝達の充実を求めますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまの議員のご質問でございます。

現在ですね、美浦村のフェイスブックとツイッターのほうでは、災害に強い情報連携システムを活用いたしまして、気象情報と県警情報が随時自動的に掲載をされるというような状況でございます。

村ホームページの新着情報につきましては、ホームページのCMSという（クライアント・マネジメント・システム）というもので作成をされております。作成の過程におきまして、システム上でアクセシビリティのチェックを受けることができまして、そのアクセシビリティというのは要するに、こういうものを掲載ができるとかできないとかというようなところのチェックが自動的にできるというものなんですけれども、それによりまして、使用してはいけない、または使用する場合に注意が必要な用語等をクリアしてから、ホームページに公開をしているというような状況です。

ここで、作成した情報を自動的に掲載できるようにしたいところではございますが、それに当たり、ホームページのCMSの機能とフェイスブックの連動上の問題、また、ツイッターに掲載できる文字数制限への対応等ですね、機能上・運用上の制限があることからですね、それらと財政上の兼ね合いを含めて検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 現在、マイナンバー制度導入によってセキュリティ強化によって縛りも出てくると思いますので、今まで以上に厳しくなるのかなということは、重々承

知をしているところがございますが、また、簡単に張りつければいいものというのは可能ではないかなというふうに思うんですね。

ホームページの最新情報が掲載されたときや、イベントのお知らせ、新聞折り込み等にA4判1枚のチラシとかそういうものをフェイスブックに張りつけるということではできないかなと思いますが、まず、そういう簡単どころから導入を求めますけれども、いかがでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいまのご質問でございますが、先ほど申し上げたような状況といったところで、なかなかフェイスブックとツイッターとの関連性がちょっと難しいというようなところがございます、現在のところですね、村ホームページの最新情報、またイベント等のお知らせをフェイスブックのほうには掲載ができないというような状況でございます。

今後はですね、情報連携の機能強化を図っていく。また、ホームページのほうも今度新たに変わるというようなことを考えてございます。そういう中で機能強化を図って、配信していく情報を充実させたいといったところで考えてございます。

フェイスブックの掲載が可能になったときにはですね、そちらにリンクを張るといようなことなどをしてですね、ホームページの関連ページに掲載した情報を簡単に見られるような、そういうようなシステムを構築したいと考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） フェイスブックへの掲載が可能になった暁にはどの希望的答弁をいただいたと認識をさせていただきます。結構フェイスブックも見ている方が多いので、ぜひ早期に対応していただけることを希望して、次に進めたいと思いますが、次に、「広報みほ」の自動配信サービスをということで、ここでちょっと提案をさせていただきます。

「i 広報紙」の提案をさせていただきます。資料のほうをごらんいただきたいと思うんですけども、本来ホームページは、見たい人が自分で見に行くものですが、「i 広報紙」は、フェイスブック同様、内容を大もとが更新したと同時に登録者に自動配信をされるものであります。

過日茨城新聞に掲載された記事が現在、画面に出ておりますけれども、これを実施された那珂市のほうに確認をとらせていただきましたら、「なぜ導入されたんですか」ということを伺いましたら、より多くの方に周知するためのツールを探していたところ、常陸太田市や五霞町が導入していたので、その状況を参考にして導入をしたということでございました。担当者も、この情報を更新するのに1、2分で更新ができるので、手間はかからないとのことでした。

次の画面をごらんください。これは私自身も、まず皆さんに提示する前に「i 広報紙」の登録を試みました。一番先に登録すると、自分の住所地を登録するんですね。自分の住んでいる自治体の情報はもとより近隣の情報も知り得ることができます。

そうすると次の画面に行きますと、これが表紙なんですけれども、その次、ここをクリックすると、いろいろな項目に、自分が知り得たい情報が流れるんですが、美浦村と登録しただけで、このときには12月の頭でしたけれども、美浦村定例議会の日程がストレートにその画面に入り込みました。すごく見やすかったです。

次の画面に行きますと、暮らしとかいろいろな、全て広報紙・イベント、いろいろな項目ごとにどんどん続けていただければと思いますけれども、いろいろな情報がこのように項目ごとにいろいろな情報がタイムリーに上がってきております。きょう現在で見ると、今現在の美浦村の情報では、児童館指定管理者選定結果とか、また、村内路面凍結スリップ危険箇所マップを作成したという情報がもうアップされています。

最近道路を走ってしましてね、スリップ情報が今、立て看板が立っておりますけれども、そういう i 広報紙の中にもこのような情報が即タイムリーに入っていて、すごくわかりやすく、また、ありがたい情報が入ってました。

最初の画面に戻っていただきまして、那珂市の状況なんですけれども、那珂市はことしの9月に開始をしました。それで12月当初今現在まで約150件の方が登録をされていて、日増しに登録者がふえているということです。

どのような方が登録しているかといいますと、40代から50歳代の男性が60%、女性が40%ということで、男性の方のほうが関心が多いということがわかりました。いろいろ仕事をしながらも、いろいろ動いていながらも、この情報がタイムリーに見たいという方が要望が多いということがうかがわれました。

情報が更新したことをタイムリーに知ることができて、さらに有益な情報をコピーして張りつけることができます。とって利用者にとっては有効なツールであります。全国で利用されています。美浦村でも導入を求めますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（沼崎光芳君） 岡田総務部長。

○総務部長（岡田 守君） ただいま林議員からるる説明がございました。i 広報紙、すばらしいツールだと思います。

スマートフォンのアプリでですね、自治体の広報紙が見られるものが、i 広報紙以外でもまたいろいろあるんですけれども、いろいろそれにですね、掲載している自治体もふえつつあるといったような話は聞いてございます。本村にも一部の民間ウェア会社から、掲載についてですね、営業に来た経緯がございます。

しかし、民間ですので、利益を得る手段といたしまして、同じアプリの中で自治体以外の掲載依頼は有料としたり、広報紙一覧のページ内に広告バナーがあったりするなど、自治体の広報紙掲載が営利に利用されていくことへの懸念がどうしてもございます。広報紙

による自治体のアピールができることの利点を検討の上ですね、慎重に対応してまいりたいと考えております。

今後もこのようなコンセプトのアプリがですね、新たに開発されることも十分あり得ますので、アプリに本村の広報紙を掲載するかどうか、また、掲載するといたした場合は、掲載先のアプリの取捨選択を慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） とても前向きな答弁であったかと思えます。

基本的に紙ベースは本当に必要ですので、それは否定はいたしません。ただ、仕事をしている方等にも本当に見てもらえるツールというのは必要ではないかなというところで提案をさせていただきました。

今のご説明にもありましたけれども、これは企業の広告がありますのでね、そういうところも心配かと思えますけれども、このi広報紙の提供は福岡市の企業なんですけれども、自治体も登録者も費用は一切かからず、広告媒体とのトラブルが万が一発生したとしても、全てi広報紙が責任を負うという、契約書に明記をしているそうです。ですので、そういう心配もないのかなというふうに感じたり、また、全国的に利用自治体が広がっているということで、今現在、そういうトラブルも余り見受けられないのかなということを考えますと、美浦村でもとても有効なツールであると考えます。

そこで、最後に村長に何としてもこのi広報紙の導入を早期に導入を求めたいと思えますが、村長の見解をお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） 今、i広報紙についてですね、岡田総務部長のほうからも、なかなかアプリとしては使いやすい。また、議員のほうからもよそで使っている那珂市でももう導入しているよということ、やっぱりこういうツールをいかにうまく活用して住民に周知を早目に迅速に出せるかという部分は、美浦村も、学校でもやっているし、議会でもこういうふうに取り入れてやっているということになれば、当然必要であるというふうに思えます。

きょう、飯田議員のほうは住民にタブレットをやって、もっといろいろな意味で行政の情報も流したほうがという話もありましたので、その辺もいろいろな情報、個人的な情報もありますけれども、その辺、セキュリティがどの辺までをできるかという部分も考えて、美浦村が今まで取り組んできたものを前に進めるという意味ではぜひ必要なものだと思います。ぜひ企画のほうのシステム担当のほうもおりますので、その辺、那珂市の今推進している部分も、ちょうど行って検証をさせていただきながら、美浦村の中でどのようにそれが周知させるようにできるのかも視察をしていきたいというふうには考えております。

その上で、住民に利便性が図られるというようなものがわかれば、少しでも前進はしていきたいというふうに考えています。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 本当に、視察をしてという言葉が出ましたので、本当に村長が前向きにこのi広報紙導入を考えていただけているその姿勢が伝わってまいりました。

とにかく、知りたい人に知りたい情報、伝えたい人に伝えたい情報が的確に伝わるということは、本当に行政側の住民サービスの向上につながると思います。どうぞ美浦村の住民がいろいろな情報を共有し合いながら、官民協働の美浦村になるためにも、ぜひこのi広報紙の導入を早期に導入されることをご期待を申し上げて、次の質問に入らせていただきたいと思います。

2点目の質問です。ロタウイルス予防接種助成についての質問に入らせていただきます。

人から人へうつる病気を感染症といいますけれども、乳幼児期は免疫性がないために感染症にかかると、症状が重くなったり、命にもかかわる場合があります。予防接種の目的は、これらの病気にかかることを防ぐために、ウイルスや細菌の毒素を弱めたり、病気に対する免疫を体につけるものであります。

美浦村においては、定期接種はもとより、任意接種のおたふく風邪やインフルエンザの予防接種にも公費を助成していただき、乳幼児が健康ですくすく育つ環境整備を推進していると自負しております。関係各位には敬意を表する次第でございます。

しかしながら、6カ月から2歳ぐらいまでに必ずかかるといわれているロタウイルス胃腸炎の予防接種助成はなされておられません。3年ほど前に質問したときにも、近隣の自治体の動向を見てという答弁をいただいております。

感染症状は、激しい下痢と嘔吐を繰り返し、約10%は、脱水やけいれんを起こして入院。40人に1人は、脳炎や髄膜炎、ギランバレー症候群、手足のしびれですね、によって、死亡したり後遺症が残るとされるととても怖い感染症であります。

ロタウイルスはとても感染力が強いウイルスで、例年ノロウイルスの流行が終わった後の1月から4月ごろに流行します。旧ワクチンでは、副反応があるためになかなか推進されませんでしたけれども、近年の現在のワクチンでは副反応の報告がないことから、近隣市町村でも公費助成を始めております。

そこで、本村においても乳幼児の健全育成のために公費助成を求めるものですが、そのまず初めに、現在の美浦村における任意接種のおたふく風邪とインフルエンザ予防接種の助成実績をお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 松葉保健福祉部長。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問でございますけれども、まず今回、資料を提出させていただきましたのでごらんをいただきたいと思います。資料1をごらんください。

この中で任意接種としているおたふく風邪とインフルエンザ、小児用でございますけれども、について、24年度から26年度までの3年間の実績を示したものでございます。

現在のところ自由診療でありまして、必要に応じて個人の判断により選択する制度となっております。

おたふく風邪については、助成が26年度からとなっております。インフルエンザにつきましては、表の中で3年間の接種率が若干低下しております。特に13歳から15歳以下につきましては、大分年々低下している数字を示してございます。

一つの要因としましては、年齢とともにですね、その接種回数とかそれから間隔とかで、少し予防接種というのは少し複雑になっておりますので、そういうことも含めて一つの理由になっているかと考察いたします。

助成実績ではですね、インフルエンザが3年間の合計で491万6,960円、おたふく風邪については、75万8,580円の実績となっております。

さらに下の表なんですけれども、あくまでも関連としまして、高齢者の予防接種ということで比較資料としてつけさせていただきました。こちらは、定期接種の高齢者のインフルエンザと肺炎球菌をお示ししたものでございます。それから、任意接種で下の高齢者の肺炎球菌の接種状況をお示ししたものとなっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいま資料を提出していただきましてありがとうございます。

この表を見ますと、インフルエンザは1,999人中1,537人、4人中3人が接種をしております。また、おたふく風邪は700人中151人と、5人中1人が接種しているというようなデータになっているかと思えます。多くの子どもたちが任意の予防接種をして、寒い時期に元気に過ごしていることがわかりました。また、村も多額の負担をしていることも理解できました。

そこでですね、実績を踏まえた上で仮にロタウイルスの助成をすとしたときの予算予想額はどれくらいになるのかをお示しいただきたいと思えます。

○議長（沼崎光芳君） 松葉保健福祉部長。

○保健福祉部長（松葉博昭君） ただいまのご質問でございますけれども、同じく資料を提出させていただいております。資料の2番をごらんいただきたいと思えます。

仮にですけれども、公費助成を実施した場合の現段階での予想される数値をお示ししております。これは、参考までに接種対象者をマックスとして試算させていただいたものでございます。

また、接種料金は助成額の多い自治体の参考金額となっております。ワクチンの価格も高価なため、公費助成を実施した場合、かなり負担が大きくなるような数字を示してございます。次に関連ですけれども、参考資料としまして、資料3をちょっと見ていただき

いなと思います。

これは、費用額の助成状況です。B型肝炎とロタウイルスワクチンとともに実施自治体において、ほぼ助成額は接種費用に対し3分の1前後の助成をしているところが多いようです。なお、実施においては各自治体の判断となっております。

この接種につきましては、現段階では定期接種として認定されておりませんが、仮に村独自で公費助成を実施した場合の参考例とさせていただきます。

このロタウイルスにつきましては、厚生労働省の予防接種基本方針部会で予防接種基本法や風疹に関する指針、ワクチンの技術的課題、接種間隔の上限撤廃などを一緒に、ロタウイルス作業班を設置し、今後も感染症発症者数、入院者数ですけれども、や、腸重積症のベースラインデータ、ワクチン導入後の患者数などのデータを収集し、有効性、安全性の評価や、医学・経済学的評価等が引き続き必要とした上で、定期接種化への検討継続となっております。

参考になりますけれども、この検討会の中で引き続き検討となったワクチンとしましては、おたふく風邪、B型肝炎も含まれております。しかしながら、B型肝炎につきましては、特に乳幼児期に感染するとキャリアになりやすいとされ、予防接種・ワクチン分科会では、B型肝炎感染者数、15歳未満で4,000人に1人が感染していると推計しております。

その上で日常生活で感染する可能性は低いものの、唾液や汗などの体液から感染する可能性が完全に否定できないとして、公費で接種が受けられる定期接種に、B型肝炎のワクチンを追加すべきとし、厚生労働省は早ければ平成28年度内にも制度を見直す方針であるということを出しております。

以上でございます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいまの説明で十分理解はできた上ですけれども、B型肝炎感染者のことでね、28年度内にも制度を見直す方針であるということで、ある意味国が予算化してくだされれば、美浦村の負担も減るのかなということを見ると、とても喜ばしい内容ではないかなというふうに痛感をいたしました。

ただいまの説明を受けまして、今後ロタウイルスワクチンを含めて、予防接種の現状から、村としては、接種体制等についてどのように考えているかということをお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 松葉保健福祉部長。

○保健福祉部長（松葉博昭君） 予防接種法では、伝染のおそれのある疾病の発生や蔓延を防止するため、接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的に、昭和23年に制定されました。最初は集団的疾患の免疫保有から始まり、その後、疾病の発生状況、ワクチンの開発、医療技術の進歩等々への変化に対応し、これまで幾度となく改正が行われてまいりました。

制度的には、予防定期接種の対象となっている種類は、ジフテリアを初めとしインフルエンザを含めた8種類が該当となっております。

定期接種は自治事務とされ、実施自治体は市町村であることから、費用については市町村の負担となっているところでございますが、実際には実費を徴収していないのが実情となっております。

国では、この実情を踏まえまして、平成25年度から低所得者分について費用の9割を交付税措置として支援しているところでありますが、全定期接種化の推進がまたれているところでございます。

また、最近の子宮頸ガンワクチンの事故例にもありますように、健康被害の救済につきましては、51年の法改正により導入された予防接種法に基づく接種被害は、厚生労働省の認可がおりれば、市町村が救済することとなっておりますが、任意接種のように法に基づかない被害については、医薬品医療機器総合機構法により救済措置が講じられることとなっております。

予防接種の実施につきましては、先に申し上げました従来の目的に、国民の健康維持に寄与することが盛り込まれ、国民一人一人の健康に重きを置く時代となっております。少子高齢化社会において健康を維持し、疾病の予防策と接種のあり方については、接種は必要かつ有効な手段であると認識しております。

また同時に、住民一人一人が普段の生活の中で感染症や数々の疾病について正しい知識を持ち、例えば手洗いやうがいの励行、状況によりマスクを活用すること、バランスのとれた食事、適度な運動や睡眠など、それぞれにライフスタイルを意識し、個々の努力でリスクを抑える習慣も大切だと思っております。

なお、この定期接種の意義は、疾病予防対策上、重要かつ優先順位が高いことから、国が定めた接種勧奨を促しているにもかかわらず未接種の方もいるので、インフルエンザのように流行に振り回されることのないことも大切ですが、もちろんインフルエンザの流行に対しても防衛することは大事なんですけども、その前に、定期接種は必ず事前に優先して完了しておくことが大前提なので、未接種者への啓発も含め個々の情報収集は、当然ながら行政としても情報の提供や周知を継続していきたいと考えております。

予防接種において積極的な予防対策として望ましいと考えていますし、個々の感染予防からそれが集団的予防につながることへの意義は大きいと認識しておりますが、現状や今後を考えますと、ワクチン接種に対する費用面、接種の優先的あり方などから、また、検討提言となっているワクチンを含め、定期化や公費助成の実施には大きな財政負担が関係してきますので、当面時間がかかると考えております。

しかしながら、ワクチンの費用が高価な現状があり、このままでは所得格差が命と健康の格差につながりかねないので、課題解消におけるハードルは幾分高いように感じますけれども、今後も引き続き動向を見守っていききたいと考えております。

これからも国の予防接種基本法にあるように、定期的な検証、ワクチンギャップの解消に向けて、ロタウイルス、おたふく風邪、B型肝炎等について、課題の整理と検討、優先度に基づいた新たなワクチン開発推進、予防接種に関する正しい知識の普及啓発、広報活動の充実、記録の電子化、同時接種や間隔等の技術的な検討など、検証が必要であるとしていることから、現時点では近隣市町村の公費助成の実施も気になるところでございますけれども、本村といたしましては、国民の命を守る国の責任において、実施主体である市町村の財政状況や接種後の健康被害へのリスク不安等も含め、定期接種化が見送られているワクチンの取り扱いや接種者及びその保護者の負担軽減や自治体間是正に向けた取り組みを推進するための方策検討など、付帯決議がなされたことの課題の解決について、今後、評価や検討と動向について見守っていくと同時に、定期接種の接種率の積極的な勧奨を勧め、一方では、任意接種公費助成において財政支援環境や健康リスク被害救済、ワクチンの有効性と安全性の確保、ワクチンの供給体制、地域差が生じないこと等、国の動向を含め勘案し、当面は慎重に見きわめていきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） ただいまご丁寧に説明をいただきまして、よく理解をするところであります。保健福祉部長のその情熱も伝わってまいりましたが、資料の2のところですね、まずは今保健福祉部長が一番言いたいのは、まずは乳幼児期の定期接種はまず受けるべきであろうということですね。日ごろからの健康管理に十分注意して、はやり病にならないことがまず大切であって、さらには国の動向を見て導入を検討するというような答弁ではなかったかと理解をさせていただくわけであります。

予算の面なんですけれども、資料の2にありましたように、ロタウイルス、1価と5価と2種類ございまして、2回接種、3回接種の薬がございます。実際に1価を打ったとしても、120人該当人数がおりますから、360万円ということで予算は出ておりますけれども、実際の先ほどの任意接種のパーセントを見ますと、実際にはこれまでの360万円もかからないのが現実ではないかなというふうに推測されるわけであります。

しかしながら、どんなに注意をしても感染してしまうことはあり得ます。つきっきりで親族ぐるみで看病している方々を見かけますと、苦しんでいる子どもを見ていられず、かわってあげたいと苦痛を訴えていらっしゃる方もいらっしゃいました。ロタウイルスの助成ができれば、WHOが推奨しているワクチンを全て助成することになり、子育て支援に力を入れている美浦村をさらにアピールすることになるわけであります。

そこで、国に先駆けて来年度からの公費助成はできないのかということをお尋ねをさせていただきます。

○議長（沼崎光芳君） 村長。

○村長（中島 栄君） それでは、林議員のですね、ロタウイルスについては、保健福祉

部長のほうは熱意ある答弁をしたのかなというふうに思っております。それで足りないときには、担当課、健康増進課が来ているので、もう少し詳しい部分は担当課のほうでやってもらうのがいいのかなというふうに思いますけれども、林議員のほうからは熱意ある答弁ということで、私も保健福祉部長以上の熱意ある答弁までは、「助成をしろ」という部分で、「はい、します」と言えば、熱意ある答弁になるのかなというふうに思いますけれども、今、保健福祉部長のほうからB型肝炎についても、28年度からは定期接種に国のほうはしていただくという答弁がありました。

今、子どもたちを守るということになれば、日本の今、少子高齢化、そして子どもたちを産み育てるその環境をつくっていくという中では、ぜひ国もですね早目に、健康被害が間違いなく出ないんだよというふうな部分を、厚生労働省のほうで早目にそういうものを確立していただいて、定期接種になっていただくことが、少子高齢化を少し抑制できて、子どもの環境がよくなるという部分になっていくんだろうというふうに思います。

今、このタブレットの中に出ておりますけれども、ロタウイルスの2回接種は、ロタリックスとロタテックが3回ですよというふうに載っていましたので、これも子どもにしてみれば、1歳前ぐらいの間にいろいろなワクチンを、6種類から7種類接種しなくちゃいかんという部分もあってなかなか、接種について同時に受けられる部分もあるというふうに出ているんですが、4週間ぐらい間をあけなくてはいけないようなあれも出ているので、できれば免疫が、生まれて間もないときには母親の体内にいるときには守られているんですけども、外に出て免疫が少ない部分では、ぜひそういう部分はこういうワクチンで健康に育ってほしい。

その健康の一番大事なことは、健康被害が出ない。接種後の有害事象というふうに書いてあったんですけども、そういう健康被害が出ない、そして、それを厚生労働省が間違いなく、これは出ないので、国もB型肝炎については28年度というような数字が出ていましたけれども、このロタウイルスについても、29年度からやりますよとかという部分では、来年はどうするのか。じゃ、林議員がおっしゃったようにですね、360万円は120人は全部使わないだろうからという憶測の部分がありますけれども、これは公平に、全員に受けてもらって、そういう病気になるような部分は定期接種になれば、全員が参加してくれるんだろうというふうに思います。ぜひ、県内では8市町が今、これを事前に接種をしているということもありますので、もっと国のほうの全国の事象を鑑みましてですね、安全だというふうにならないと自治体の判断でそういう健康被害が出たときの対応も視野に入れていかなければならない部分もありますので、それもひとつ調査をさせていただいて、健康に被害がありませんという部分の中で、村としても取り組みを考えていくようにしたいと思いますので、ぜひ議員の皆さんにも、いろいろな情報をもって健康被害が出ないという部分を早目にですね、引き出していただければ、茨城県の中でも8市町しか今のところ取り組んでいないということは、5分の1ぐらいですかね。そういう意味もあって、

やりたいことは確かにわかるんですけども、その辺の被害が間違いなく出ないという厚生労働省の発表もぜひ早目にさせていただければなというふうに思います。

美浦村としてはそういうことがわかり次第、早目に、途中からでもですね、実施をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 村長としても、半分は情熱的な答弁につながったかなというふうに認識をさせていただきます。

子育て世代の経済負担の軽減と疾病の重症化予防のために、本村においても限りある予算の中で助成をさせていただいて、中学生までの医療費無料もとても助かっているのが現実であります。県の中でも先進的な取り組みをしたと自負しております。それも現在では、全国の1,742自治体でも現在では1,134世帯と、65%も実施するまでになってきました。これは本当に、地域で子育てをする時代に突入していることのあらわれではないかなというふうに感じるわけでございます。

先ほど8自治体、ロタウイルスに関してですけども、ありましたけれども、来年度からは龍ヶ崎市も半額の助成を決定しているところでございます。先ほど当初も述べましたように、そういう半々の副反応というか、そういうものが今、事例が出てございませんで、安心というのは確実に思われるんですけども、推測ではね、やはりそういう健康被害が出たときの自治体としての責任ということを言われますと、私も弱いところなんですけれども、できるだけ今、村長の言われたように途中でも実施するという言葉を、まず信用させていただいて、乳幼児が健康で長生きできることがその個人個人の基礎耐力を培えることにつながってまいりますので、乳幼児の健康のためにも、これからも前向きにいろいろな補助制度、また取り組みを重層的に取り組んでいただけたらと思っております。

今後子どもたちの健康、また、全ての人たちが健康で長生きできる体制づくりを、どうぞ取り組んでいただきたいことを切にお願いをして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

以上で、通告のありました一般質問は、全て終了いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。ご苦労さまでした。

午後3時57分散会

平成27年第4回
美浦村議会定例会会議録 第3号

平成27年12月18日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 議案第4号 美浦村職員の勤務時間, 休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 美浦村税条例等の一部を改正する条例
- 議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第7号 平成27年度美浦村一般会計補正予算(第3号)
- 議案第8号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第9号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第10号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第11号 平成27年度美浦村介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第12号 平成27年度美浦村電気事業会計補正予算(第1号)

(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願

(意見書上程・提案理由の説明・質疑・討論・採決)

- 発議第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書
閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	松村広志君	2番	竹部澄雄君
3番	葉梨公一君	4番	小泉嘉忠君
5番	塚本光司君	6番	岡沢清君
7番	飯田洋司君	8番	山崎幸子君
9番	椎名利夫君	10番	下村宏君
11番	林昌子君	12番	小泉輝忠君
13番	石川修君	14番	沼崎光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄	君
教	育	門脇	厚司	君
総	務	岡田	守	君
保	健	松葉	博昭	君
経	済	増尾	嘉一	君
教	育	石橋	喜和	君
総	務	飯塚	尚央	君
企	画	平野	芳弘	君
税	務	増尾	利治	君
収	納	高橋	利夫	君
住	民	武田	すみ江	君
福	祉	秦野	一男	君
健	康	石神	真司	君
国	保	桑野	正美	君
都	市	青野	道生	君
経	済	中澤	真一	君
生	活	北出	攻	君
上	下	山口	栄美	君
学	校	堀越	文恵	君
生	涯	埜口	哲雄	君

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	木	鉛	昌	夫
書					記	浅	野	洋	子
書					記	糸	賀	一	志

午前10時00分開議

○議長（沼崎光芳君） おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。

ただいまから、平成27年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

○議長（沼崎光芳君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（沼崎光芳君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第3号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第2 議案第4号 美浦村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第3 議案第5号 美浦村税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第4 議案第6号 公の施設の指定管理者の指定についてを
議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第5 議案第7号 平成27年度美浦村一般会計補正予算（第
3号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第6 議案第8号 平成27年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第7 議案第9号 平成27年度美浦村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第8 議案第10号 平成27年度美浦村公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第9 議案第11号 平成27年度美浦村介護保険特別会計補正
予算（第3号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第10 議案第12号 平成27年度美浦村電気事業会計補正予算
（第1号）を議題といたします。

質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第11 請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願を議題といたします。

付託案件について、委員長の報告を求めます。

厚生文教常任委員長 林 昌子君。

○厚生文教常任委員長（林 昌子君） 請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願の審査の結果をご報告申し上げます。

厚生文教常任委員会は、今定例会において、当委員会に付託されました請願第1号を審査するため、12月9日午後1時30分より、委員会を開催いたしました。

この請願は、提出者、日本の青少年の健全育成を推進する会代表、木本信男氏。紹介議員は石川 修議員です。

委員より、情報が氾濫する現代において、青少年の健全育成は、基本、大人の責任であることを明確化し、青少年を守るとの観点から、国、地方公共団体、事業者、保護者それぞれの責務の一貫性ある法整備が必要であるとの意見が出されました。採決の結果、請願第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願につきましては、採択とすることに決しました。

当委員会の決定に対しましては、議員各位のご賛同をお願いを申し上げ、委員長報告といたします。よろしく願いいたします。

○議長（沼崎光芳君） 委員長の報告が終了いたしました。

これより委員長に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択することです。

この請願は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は、委員長の報告のとおり、採択することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第12 発議第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書を議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。事務局。

〔議案朗読〕

○議長（沼崎光芳君） 提案者の説明を求めます。

林 昌子君。

○11番（林 昌子君） 先ほどは、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願につきまして、満場一致で採択されましたことに対し、敬意を表します。本当にありがとうございました。

つきましては、意見書の件でございますが、ただいま事務局が朗読したとおりでございますので、議員各位の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（沼崎光芳君） 質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決し、議会の意見書として関係機関に送付することに決定をいたしました。

○議長（沼崎光芳君） 日程第13 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査について申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（沼崎光芳君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

○議長（沼崎光芳君） 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

以上をもって、平成27年第4回美浦村議会定例会を閉会をいたします。

ご苦労さまでした。

午前10時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 沼崎光芳

署名議員 下村 宏

署名議員 林 昌子

署名議員 小泉輝忠